

令和7年3月8峰町議会臨時会会議録

令和7年3月17日（月曜日）

議事日程第2号

令和7年3月17日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 第4 陳情第7号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第5 陳情第8号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
- 第6 陳情第10号 「介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
- 第7 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第8 陳情第2号 デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書
- 第9 陳情第3号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	堀内満也	副町長	田村正
教育長	鈴木洋一	総務課長	和平勇人
企画政策課長	高杉泰治	建設課長	浅田善孝
防災町民課長	工藤善美	農林水産課長	堀内和人
商工観光課長	成田拓也	税務会計課長	今井利宏
福祉保健課長	菊地俊平	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山本望	生涯学習課長	石上義久
農業委員会事務局長	内山直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。とりわけ三種町の議会事務局職員の皆さん、今日、八峰町までわざわざ傍聴に来ていただいております。少し緊張しておりますが、よろしくひとつお願いをいたしたいと思っております。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、お足下の悪い中、傍聴に来てくださり、誠にありがとうございます。

議席番号1番、笠原吉範、通告に従いまして、本日は2点について質問をいたします。まずは、ふるさと納税による財源の取得についてであります。

令和7年度予算は、一般廃棄物処理施設負担金や旧塙木小学校解体事業費などで町村

合併以来2番目の規模となりました。町長は、財政の健全化に伴い、町単独自補助金の見直しや新規事業実施時のスクラップ・アンド・ビルドの徹底による財源の捻出を掲げています。それによって懸念されるのは、財源不足による行政サービスの低下や、少子化、人口減対策の停滞であります。

昨年視察した茨城県境町は、ふるさと納税に特化しており、通年提供できる特産品を町が主体となって開発して寄附額を伸ばし、一般会計予算に頼ることなく様々な事業を展開していました。厳しい財政状況の中で、ふるさと納税額を伸ばすことができれば貴重な財源となります。全国で人気の返礼品調査などを行い、八峰町独自の返礼品の開発が急務であると思いますが、町長の見解を伺います。

次に、ハタハタ館の今後のあり方についてであります。

ハタハタ館の経営改善については、一般質問で令和元年9月議会において私が、令和4年6月議会において山本議員が前町長に対して行っています。当時の町長は「存続に全力を尽くす。」と答弁しましたが、コロナ禍の影響がなくなっても2年連続で赤字を継続するなど、一向に改善に向かう兆しが見えません。

ハタハタ館に対する町の負担額は、直近5年間で指定管理料が1億5,959万2,000円、修繕費が2億287万3,000円、合わせると3億6,246万5,000円にも上ります。令和7年度においては、指定管理料が3,500万円、改修費に7,390万円、合わせると1億890万円の負担額となります。さらに、令和7年度からは秋田銀行と町に対する借入金800万円の返済が始まります。正に危機的な状況と言わざるを得ません。

藤里町では赤字が続く町振興協会が指定管理を受けている、まいたけ生産工場の経営を引き継ぐ事業者を公募するとの報道があり、佐々木町長は、民間のノウハウやアイデアを発揮してもらいたいと話しています。正に今、ハタハタ館に必要なのは、民間のノウハウやアイデアであると思います。

1月20日の議会全員協議会において、ハタハタ館の入湯料の値上げや、レストランの経営時間をコロナ禍前に戻すなどの経営改善方針により、今年度見込まれる赤字が約1,600万円に対し、来年度は540万円の黒字に転ずる見通しを示しました。町長は、「令和7年度に結果を出せなければ、会社の解散も検討する。」と述べましたが、結果を出せなかった場合、その後のハタハタ館のあり方をどのように考えているのかを伺います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「ふるさと納税による財源獲得について」であります。

ふるさと納税制度は、平成20年度に設立され、地方公共団体が自らの財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生していく上で重要な役割を果たす制度であります。

本町においては、平成26年度に寄附者に対しての返礼品の送付が始まってから徐々に納税額が増加し、今年度は3月10日現在で8,922万円となっており、過去最高額となることが確実となっております。

町の返礼品については、平成26年当時、22品でありましたが、その後、町内事業者の協力を得ながら徐々に返礼品の数を増やし、現在では267品の返礼品を揃えております。

また、納税方法については、当初は役場窓口による現金払いと郵便振替でありましたが、その後は、電子決済やポータルサイトの数を増やすなど、納税しやすい環境整備にも努めてきたところであります。

こうした中、全国の他の自治体の状況を見ると、本町とふるさと逸品協定を締結している大阪府泉佐野市や、議員ご指摘の茨城県境町などでは、多くの寄附金を集めており、そうした自治体と比べると本町の取り組みは不十分であったと考えております。

また、全国の返礼品を見ると、ブランド牛や米、海産物等が人気であるほか、最近では物価高の影響もあり、ティッシュやトイレットペーパーなどの日用品にも人気が集まっております。

一方、本町においては、返礼品となり得る商品を製造する工場や加工場等が限られているため、返礼品の種類が少ないことが課題であると考えておりますが、こうした中にもあっても、最近ではサーモンや海産物の加工品、黒椎茸など、新たな返礼品も増えてきております。

今後、町では返礼品を増やしていくため、町内の事業者に対し積極的に協力を求めてまいりますとともに、町の資源を掘り起こしながら新たな返礼品の開発についても支援を行うなど、本町の税収が増加するよう取り組みを強化してまいります。

次に、「ハタハタ館の今後のあり方について」についてであります。

ハタハタ館については、創業当初から多額の借入金を抱えるなど厳しい経営状況が続
き、平成19年4月のリニューアルオープンから5年間は黒字に転じたものの、平成29
年度以降は、電気料金や人件費の高騰、旅行トレンドの変化や施設の老朽化による利用
者の減少等により、3年連続で1,500万円を超える経常赤字となっております。

また、令和2年3月には、経営改善計画を策定し、経営体制の強化や赤字部門の縮小
等に取り組んだものの、新型コロナウイルス感染症の大流行や豪雨災害等の影響もあり、
業績は悪化の一途をたどり、令和7年1月末時点での累積赤字は1億円を超えるなど、
依然厳しい経営状況が続いております。

町では、このような状況を踏まえ、コロナ禍においては、国や県などの補助事業等を
有効に活用し、新規宿泊者やリピーターの獲得に努めたほか、指定管理料においても、
令和4年度から3,500万円に引き上げるなど、経営の安定化にも取り組んでまいりまし
た。

また、今年度は、温泉棟の大規模改修のほか、ビジネス需要に対応するためのシング
ルルームの新設や、インバウンド需要に対応するためのシャワーユニットを設置してお
り、特に、8月から供用を開始したシングルルームは、10月以降の稼働率が65%を超
える高水準で推移しており、宿泊部門全体としては、コロナ禍の宿泊支援があった期間
を除けば、過去最高の売上げ実績となる見込みであります。

しかしながら、経営改善に向けては、レストラン・宴会を中心とする飲食部門の低迷
や電気料金の高騰、組織体制のあり方など、様々な課題が山積しております。

まず、この数年間で最も数字を落としているのが飲食部門であり、その対策として実
施した大規模な人員整理が、結果的に営業日や営業時間の短縮、サービスの低下を招き、
これに原材料等の高騰も相まって、令和2年度以降、飲食部門の売上げは全盛期の2分
の1以下にまで落ち込んでおり、メニューの再考や営業時間など抜本的な見直しが急務
となっております。

また、電気料金や原材料等が高騰しているにもかかわらず、単価の見直しや各種料金
の改定などを行ってこなかったことも大きな問題と捉えておりおります。

今後、町といたしましては、部門責任者の質的向上や従業員向けの接遇研修等を通じ
て脆弱な組織体制の改善や強化を図りつつ、「飲食部門の立て直し」、「電気料金の削
減」、「適正価格の維持」を三本柱とし、ハタハタ館の再建に取り組んでまいります。

まず、飲食部門の立て直しについては、新規メニューの開発や宴会プランの見直し、

営業活動の強化に取り組むことで集客力の向上を図るとともに、既に1月から実施しているレストランの夜営業についても、当面の間、利用者が低調に推移することが予想されるため、人員配置やメニュー数を工夫しながら、夜営業の再開が町内外に周知されるよう継続して取り組んでまいります。

また、電気料金の削減については、令和6年3月に株式会社エナーバンクと締結した電力利用に関する連携協定に基づき、このたび電力の競り下げ方式による「リバースオークション」を実施したところ、当初目標としていた15%を大きく超える約30%の削減が可能となり、令和7年度からこの新たな契約単価に切り替えることで、約500万円の経費削減を図ることができるものと考えております。

さらに、物価高騰分の売上げへの価格転嫁についても、この3月から順次、宿泊料金や入浴料等を中心に価格改定を進めており、今後も社会情勢等に応じた価格に修正し、コストアップ分を販売価格に反映させていくことで、安定的な営業活動が推進されていくものと期待しております。

長年、赤字経営が続くハタハタ館において、金融機関への借入金返済が始まる令和7年度は、例年以上に厳しい経営を強いられる1年になるものと覚悟しております。

町といたしましても、1月20日の議会全員協議会で説明させていただいたとおり、黒字転換を目指し、部門ごとに詳細調査や分析等を行い、より実効性・実現性の高い施策等を取りまとめたところではありますが、これまでの赤字体質からの脱却は容易ではなく、適宜修正等を行いながら、粘り強く取り組んでいく必要があるものと考えております。

しかしながら、近年、第三セクターが運営する施設については、人口減少や物価高騰等の影響により全国的に倒産が相次いでおり、県内においても直近1年で複数の施設が営業を終了しており、本町においても決して看過できない状況にあることから、今後の収支状況によっては新たな指定管理者の公募や一部部門の直営化等も含め、検討を進めていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、ハタハタ館の運営は第三セクターであり、公共性・公益性の観点から黒字化することは難しいものと認識しておりますが、今後も地域のランドマークとして、「町民が集い、町民によって利用される場所」であり続けるとともに、同施設の設置目的である「観光振興と住民の交流、健康・福祉の増進に資する施設」としての役割をしっかりと果たしていけるよう、全庁一丸となって取り組んでまいりたい

と考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） それでは、まず1問目のふるさと納税についての再質問を行いたいのと思いますが、その前にですね、ここに町のホームページから取った資料を見てみると、まず右肩上がりで順調にふるさと納税が増えているなという感じがします。これに対しては職員の皆様のこれまでの努力に感謝を申し上げるとともに、本当によく頑張ってくれたなという気持ちでおります。

さてですね、先ほど来言ってるように、町の財源が非常に厳しい中でふるさと納税を伸ばすというのは、新たな財源としてやはり非常に大切なことだと思います。いろんなところのふるさと納税をちょっと見ましたけど、まずその前にですね、これはふるさと納税だけでなく、議員から何回も言われてるんですけど、ホームページです。ワンクリックで行けないんですよ、ふるさと納税に。町長、後で見てもらいたいんですが、境町のホームページはワンクリックでふるさと納税に飛びます。ですから、これを見ますとですね、令和6年度で3,412件となっておりますけども、私はですねポータルサイトから納税してくれてるお客さんの方が多いんじゃないかなと思います、ホームページより。もしその辺分かりましたら、担当課長からでもいいですのでお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

当町につきましては、確かにポータルサイトから直接ふるさと納税にアクセスする方が大多数を占めているというふうに考えております。また、今ご指摘がありましたホームページ上のことに関しましては、ホームページ上に直接すぐにアクセスできるようなバナー等に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） ふるさと納税だけではなくてですね、やはり移住・定住に関しましても、例えば空き家とかですね、そういう移住を考えてる人たちに必要なものもワンクリックで出てこないんですよ。これは議員から再三指摘受けてるということなんですけども、多少お金はかかりますけども、町長、もう一度ホームページリニューアルするっていう考えはないですかね。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそ委員会の方でも議員の方から質問ございました。そのことにつきましては、まず今の現在の保守管理業者の方と相談しまして、何ていいますか、ホームページの見やすさについて変更の方を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 何とかそのようにしていただきたいと思います。

それでまたふるさと納税なんです、まあ当町では、八峰町では枕が一番人気だということなんです、境町のランキングを見ると米なんです。で、米の売り方が非常にうまいですよ。返礼品の一番がですね無洗米なんです。しかも、あきたこまちなんです。茨城県産あきたこまち。無洗米がですね1位、2位、3位を独占してるんです。で、あとですね食べくらべセットとって、5kgの袋をですね、すごくこう米の種類作ってるわけですよ。で、そのある米の中から3つをセレクトして送るとか、そういったですね非常にこうアイデアに富んだやり方をしています。それとあと、品物だけじゃなくてですね、美容院室の利用券とか飲食店の利用券とかもあるんですよ。で、やはりですね、そういう、もしそれが、納税してくれる人がそれを選べばですね、町に来てくれるわけですよ。それ以外のお金も落ちると思っております。例えば留山の登山とハタハタ館の宿泊をつけたものとかですね、いろいろ考えようと思えば考えれるんですよ。そういったアイデアをもった返礼品を是非考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

先ほど私答弁でも申し上げましたけども、やはりこれまでの取り組みというのは町では不十分だったなというふうに私は考えています。したがってですね、先ほど議員からもおっしゃられたとおりですね、やはりかなりの納税を集めているような自治体のこういった取り組みをしているのかというところをしっかりと研究していきますとともにですね、やはり返礼品の数も魅力あるものでなければならないというふうに私も考えているところでございます。

いずれですね、これからですね、ふるさと納税というのは貴重な税収になることは間違いないというふうに私も考えているところでございますので、いずれ町内の商工会、あるいは商工会とか、おらほの館のメンバーとかですね、そういった関係者と一度集まって、その返礼品のあり方とか、あるいは新たな返礼品の開発とか、そういった動きをですね、しっかりと進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

- 議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。
- 1番（笠原吉範君） こうやって返礼品、売れてる返礼品を見ますと、まあ八峰町は枕ですけど、境町は米ですが、やはり通年提供できるものが売上げを伸ばしてるんですね。例えば、きりたんぽも売れてますけども、これやっぱり鍋物ですので寒い時期にしか出せないということもあります。やはり通年で出せる、しかも量の出せるものを開発する必要があると思うんですよ。例えば、境町でいえば米が30億円、干し芋が8億円ぐらい売ってるんですけど、最初ですね町外からサツマイモ買ってきて、加工場を建てて、それで始まったものなんです。で、それが徐々に売れていって、今度、町の方で農家にイモ作ってくださいと、全量買い上げますよということで今8億円まで来てるわけです。ですから、そういった通年でできるもの、提供できるものが必要だなと。それでまた、そういう農産物である農家なり、加工品であればそのやる気のある人にやっぱり町が手を貸してあげることが非常に大事なことだなと思っております。通年で提供できるヒット商品を何とか考えていただきたいなと思います。

- 議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。
- 町長（堀内満也君） 通年で出すというのはやはり非常に大事なことだなというふうに私も思ってます。とりわけですね、先ほど境町はお米ということでしたけれども、当然ながら八峰町でもお米は通年出せるのかなというふうに考えています。で、農業者だったり、集荷業者さんとかそのあたりですね、いろいろと相談させていただきながら、ある程度やはり通年出す量ですね町の方で先に確保しておく必要がありますので、そういったところも含めて営業をしっかりと頑張っていきたいなというふうに思っております。

そしてまた干し芋の話も出ましたので、ちょっとこれについて言わせていただきますとですね、前回の全協でも私お話ししたけども、実は、おらほの館にですね干し芋がですね実は出ているところでございます。で、私も食べましたけども非常においしく仕上がっているところでございますので、ただですね議員おっしゃったとおり、なかなか

そのイモの品種っていうところも限られているところがあってですね、なかなか量が出せないというところも事業者さんからは聞いているところでございます。いずれ先ほど申し上げたような商工会とか各種団体等とですね、しっかりと協議をしながら、そういった新たな開発、あるいはその継続的に通年を通して出せるような返礼品というところもしっかりと検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、再質問ございませんか。

○1 番（笠原吉範君） 1 問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） では引き続き、2 問目の方の再質問ありますでしょうか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） まずハタハタ館に関して質問をする前にですね、ちょっとここに東洋経済オンラインというネットで見れるやつなんですけど、「自治体が「三セク」で失敗を繰り返す3つの理由」っていうのがあるんですよ。まあ後で全文読んでいただきたいんですが、これは前町長の時にも私読み上げたものです。なかなかこれが響かなかったようであります。堀内町長に響くのかどうか、ちょっとかいつまんで、私の意見とまるっきり同じですので、これかいつまんで読み上げますので、それに関する感想をいただければと思います。

「役員には事業をしたことのない役所絡みの人が就き、事業設計はコンサルに外注。資金調達については、補助金だけでなく、自治体から直接借り入れたり、もしくは損失が出た場合の補償を、自治体にしてもらおう条件で金融機関から融資を受けたりしてしまうわけです。そもそもこうした三セクは、本来は経営責任を負うべきなのに、経営責任を持たない、あるいは事業をしたことのない人が行うことが大半です。そのため、他人に任せるにしても、誰に任せたらいいのかということさえ分からない。損失が出ても、結局は自治体がどうにかしてくれると思っている「環境」のため、まともな経営ができないわけです。そもそも事業も資金も、全てにおいて責任が不明瞭なわけです。最悪なのは、もし失敗しても、再建計画もまた別のコンサルに依頼することです。そして「潰してはいけない。潰すと大変だ。」というような話で、自治体がだらだらと救済策を講じ続けることです。こうした場合、三セクの失敗は潰して終わりにならず、むしろ潰れかかってからの支援の方が高つくことさえあります。」ということです。これについて感想を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

今、東洋経済オンラインの記事を読み上げていただきましたけども、正におっしゃるとおりだというふうに思っております。したがってですね、これまでの体質というのを今回改めてですね改善していくというようなお話の中で、私たちもですね、かなりしっかりと説明をさせていただいているというふうに認識しているところでございますし、そしてまた先ほどの答弁で申し上げましたとおり、令和7年は金融機関への返済等も始まりますので、危機感を持ってですね取り組んでいくというようなところをお誓い申し上げたところでございます。

いずれにしてもですね、その東洋経済オンラインの記事はそのとおりだというふうに思っておりますので、そうならないようにですね我々もしっかりと、このハタハタ館の事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） まず商売をしたことがない人がやってるんだということですね、町長も先ほど言いましたけど、堀内町長が町長になる前ですけど、その策としてですね従業員を減らしてサービスの低下を招いて、券売機を置いて社員食堂のようにですね、自分で料理を取りに入って自分でさげるといような、それとレストランを時短、時間を短縮するといったですね、正に何を考えてるんだというようなことをやったわけですよ。それによってまた赤字が膨らんできた。これはね、やはり民間のノウハウやアイデアがなければ立ち直らないと私は思います。

まあ先ほど言いました藤里の例ですけども、まず経営者を公募するということがなんですが、令和7年度、結果が出せなかった場合は公募に踏み切る考えはないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁で繰り返しになるところでございますけども、なかなか結果が出なかった時でございますけれども、新たな指定管理者の公募、あるいは一部門の直営化、そういったところも含めてですね検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 町の財政もですね、だらだらとハタハタ館を支援していく余裕はないはずだと私は思っております。やはりですね民間の力がないと無理だというふうに思っております。もしですね、令和7年度結果が出さなかった場合はどういうふうに対応するつもりなんでしょうかね。先ほど私の一般質問でも、どう対応するのかと、今後のあり方、まあ頑張る、頑張るって言うだけで、ただ頑張るだけで結果を出せなかったらどうするのかということなんですが、その結果が出せなかった場合に民間に経営を公募するのかどうか、そこをですね伺いたいわけです。で、これはハタハタ館のあり方次第では、御所の台の再構築にも大きな影響を及ぼすと考えています。ですから何とか立ち直らせるには民のアイデアしかないんですよ。これは私も山本副議長も再三一般質問だったり全協で話してきたんですが、一向に動こうとしない。そして赤字が続いていってる。この今まで直近5年間で、今、ハタハタ館につき込んだお金があればですね、どれだけの住民サービスができますか。そろそろですね、ここら辺で本気になって変えるか、やめるかしていただきたいと私は思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 当然ながらですね、令和7年度は黒字化を目指して各種取り組みを進めていくところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおりですね、経営厳しいというところも皆さん認識しているところでございますし、そしてまた結果があまり芳しくなかったというような場合にはですね、先ほども申し上げたとおり新たな公募、そしてまた飲食部門においては、これは由利本荘市の件でありますけれども、温泉部門は直営化するような報道等もありますので、そういった各自治体の状況等も見ながらですね、そういった取り組みを検討せざるを得ないというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、最後に私の思いを。

私はですね、ハタハタ館やってもいいっていう会社なりが手を挙げたらですね、1年間の指定管理料つけても無償譲渡した方がいいと思います。これ以上やっていると、まず指定管理料も3,500万円は毎年出ていくわけですから、それにまた老朽化してきてますし、修繕費もそこそここれからもかかっていくものと思うんですよ。ですから、そのくらいのことをやってですね公募していただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。答弁要りません。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終わります。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。

議席番号11番、山本です。通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、外国人労働者の行政対応についてであります。

今春、商工会会員と意見交換会を行う機会がありました。その中で最も多く出た話は、昨今の原油、原材料価格の高騰と人手不足の問題でした。少子化により八峰町でも企業の人材不足、人手不足の様相が見て取れ、事態は深刻です。中小零細企業が多い八峰町ともなると、設備投資もままならず、高齢化でIT化にもDXにも対応できず、人手不足、人材不足からの倒産・廃業も否定できない状況であると推察されます。

八峰町では、地域経済を支える上で必要不可欠な人手の確保について、地元労働者の雇用もさることながら、今後、人手不足を補う外国人労働者の雇用に対してどういう認識を持っているのでしょうか。

八峰町で働く外国人労働者の在留資格別人数や国籍、そして在留資格別での職種の把握をしているのでしょうか。

町内の企業では、既に外国人労働者の雇用をされている経営者もおりますが、地元労働者雇用を含む外国人の雇用ニーズの調査を商工会とともに相談会・説明会など実施されているのでしょうか。

人手不足を外国人労働者で補うならば、町内企業も外国人労働者の雇用も増えることとなります。少子化減少が続く町は、その外国人労働者と地域とが共存共栄し、八峰町の経済を共に支え合うことが、人材不足、人手不足に対する対策として重要であると考えます。行政の役割は、地域コミュニティの受け入れをし、相互理解、交流を通じて、技能実習生たる外国人労働者に選ばれる企業、選ばれる町となるよう、行政は率先して取り組むべきと考えますが、町の意向を問うものであります。

次に、高付加価値観光の取り組みについて。

八峰町で育った者として、町への思いは人一倍強く、何としてもこの町の個性や魅力を守り、さらに伸ばして元気にしていきたい。私だけでなく、多くの町民は考えているはずであります。

何を実践すればいいのか。私たち町民が良いとする、魅力とする、生き生きとした八峰町の個性を伸ばすためには、従来の慣例に抵抗し、その方法にあらがい、新しい高付

加価値が観光をつくらなければならないと考えます。そのために、八峰町の観光行政の役割として、町民意識として自慢できる高付加価値な観光の受け入れ環境を整え、つくることではないでしょうか。

八峰町には、商店街や飲食街、駅前の商業街、神社周辺の観光街、そして温泉街など魅力的なエリアがありません。名所旧跡、鑑賞施設もなく、魅力を欠くこの町にあって、唯一希望になれるのが世界遺産白神山地のネーミングを用い、インバウンドに対応した白神観光の開発であると思うのです。白神山地ネームバリューは大いに役立つのに、フル英語表記でのSNS発信すら見つけられない広域での実施しているDMO事業の内容、これは検証が必要ではないのでしょうか。毎年多額の能代山本観光連携のDMOに多額の支出をしているのに、その実績たる令和5年度では、能代山本地区で宿泊者586人、これで宣伝した効果があったと言えるのでしょうか。もう連携を中止して、八峰町独自に町内在住の外国籍の人からSNS発信をしてもらうことの方が、移住外国人による魅力の発信力と効果が伴うものと思いませんか。

魅力をつくるプロセスは一朝一夕に築けるものではありませんが、基本は職員が主体的に事業改善し、各自治体の真似をする観光改革ではなく、外部の力を借りてでも八峰町ならではの独自の観光ビジョンを職場間で無駄のない活動、むらなく共有、無理ない持続を進め、特異な町の高付加価値な観光コースを商品化できると確信しています。

今年、ニッ森線の開通に合わせ、ニッ森登頂と留山入山にインバウンドの増加による環境保全の目的のため、入山料徴収。観光賦課への負担軽減のための車両制限、外国語翻訳アプリなどでのガイド、3点をセットした高付加価値観光の商品を企画することを提唱します。

以上2点、町の対応を問うものであります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「外国人労働者の行政対応について」であります。

日本で働く外国人労働者は、昨年10月末時点において約230万人と過去最高を更新しており、情報サービス業や建設業を中心に人手不足が解消されない状況にあって、外国人は国内の産業を支える貴重な労働力となっております。

また、過疎化が進む地方にあっては、若年層の流出や高齢化の進行を背景に、生産年

齢人口の減少に歯止めがかからず、労働者不足による地域産業の衰退が深刻化しております。

本町においては、今年の2月末時点で、技能実習生が44人、特定技能者1人が住民登録されており、国籍別では、ベトナムが36人で最も多く、次いでネパールが5人、インドが4人となっております。縫製業や土木・建設業、介護福祉関係を中心に、町内5つの事業所において、貴重な戦力として重要な役割を果たしていると聞いております。

こうした中、町では昨年度から、母国を離れて暮らしている外国人労働者等を対象にした多文化交流会を開催しており、昨日にも峰栄館を会場に、地域住民や外国人労働者など約20人が参加し、ベトナム料理づくりやフェルトアートづくりを楽しみながら親睦を深めたところであります。

また、厚生労働省では、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対し、その経費の一部を助成する「人材確保等支援助成金」を実施しているほか、県においても、外国人介護人材とのコミュニケーション支援などに要する経費を補助する環境整備事業を実施しております。

さらに、白神八峰商工会でも、地域の活性化により自立を目指す「アクションプログラム」に取り組んでおり、その中の住環境整備部会では、「外国人労働者の受入体制の強化」に関する検討が進められております。

しかしながら、本町においては、これまで、事業所向けに外国人労働者の受け入れに関する相談会や説明会、アンケート調査を実施したことがないため、外国人雇用に関する課題や要望等の集約には至っていないほか、外国人労働者との関わりも限定的であることから、職場環境や住環境、日常生活での困りごとなど、労働者側の実情についても把握できていない状況であります。

今後、町といたしましては、地域住民と外国人労働者が気軽に交流し、互いの文化を学び合う機会の創出を継続していくほか、毎年、商工会で実施している会員向けの景気動向調査に、人材確保や外国人雇用に関する設問を追加してもらうことで、町内事業所が抱える課題や要望等を集約するとともに、町内の事業主と意見交換を行い、現状や課題の把握に努めてまいります。

また、昨年6月に開設した「秋田県外国人材受入サポートセンター」では、相談サポート体制や専門家による個別支援体制が整備されており、出前講座や出張相談会にも対応しておりますので、町といたしましても、様々な機会を捉えて、町民や町内事業所

に広く周知してまいります。

さらに、他市町村においては、技能実習生の送り出し費用や教育費等の一部を支援する仲介料助成事業や、外国人労働者の地元消防団への加入など、様々な取り組みが進められていることから、本町においても、商工会や自治会等と連携しながら、新たな多文化共生のあり方について検討を進めてまいります。

加えて、現在、国では、日本語教室の設置・開設を目的にした「地域日本語教育スタートアッププログラム事業」に取り組む市町村を募集しており、本町においても、県や国際交流協会等と連携し、外国人との交流の場にもなる日本語教室開設に向けた可能性について検討を進めてまいります。

次に、「高付加価値観光の取り組みについて」であります。

国内の観光業は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を契機に、国内旅行や訪日旅行を中心に賑わいを取り戻しはじめ、特にインバウンド需要の回復は目覚ましく、訪日外国人旅行客の2024年の消費額は、過去最高だった2019年の4.8兆円を上回る8兆円に到達する見込みとなっております。

しかし、こうした観光需要の回復は三大都市圏や一部観光地に偏在しており、地方部においては、地域の核となる観光施設や豊かな自然、伝統行事、特産品などの地域資源をこれまでよりも一歩踏み込んだ形で活用していくことにより、新たな地域コアバリューが創出され、特色ある高付加価値が生み出されているものと認識しております。

また、国では、現在「地方における高付加価値的なインバウンド観光地づくり」の実現を目指し、地域特有の文化や自然を生かした体験型観光の整備に注力しており、町としても、今後、インバウンド需要の獲得に向け、こうした社会情勢の変化に対応した取り組みを推進していく必要があります。

町では、コロナ禍以降、新しい取り組みとして、観光協会やガイドの会等と連携してトレッキングと音楽を融合させた「留山・森の音物語」を実施するなど、新規観光コンテンツの開発に取り組んでおります。

また、昨年12月には、県とJR秋田支社が合同で企画した大型観光キャンペーンの中で、冬の臨時列車「ストーブ八峰」が運行され、約80人の鉄道ファンがあきた白神駅で下車し、八峰町の自然や食を満喫したところであります。

さらに、能代市山本郡の1市3町で構成される地域連携DMOでは、白神ツーリズムを核とした海外旅行会社向けの商品開発ツアーに取り組んでいるほか、外国人観光客へ

の対応能力を向上させる接客研修等も実施しております。

加えて、インバウンド対応として、ハタハタ館とポンポコ山バンガローにWi-Fi環境を整備しているほか、今年2月には、既存のツインルーム4部屋に大型のシャワーユニットを設置したところであります。

しかしながら、八峰町に訪れる観光客の多くは、複数の観光スポットを短時間で回る通過型観光であり、今後、経済効果の高い体験型観光や滞在型観光を推進していくためには、白神山地をはじめとする豊かな自然資源を生かした魅力的な体験・交流メニューの開発や、付加価値の高い選ばれる商品づくり、インバウンド需要に対応できる体制づくり、効率的に観光ポイントを回るための移動手段の確保等が急務となっております。

今後、町といたしましては、人気の高いトレッキングコースである留山・三十釜の充実を図るとともに、ガイドの会やJR等と連携した日帰りツアーを予定しているほか、豪雨災害により通行止めとなっている二ツ森登山口への唯一のアクセス道路である町道白神二ツ森線についても、今年11月には全ての区間で工事が終了する見込みとなっており、これにより、同エリアと周辺地域を訪れる観光客数は一定程度回復するものと考えております。

また、今月1日より供用を再開しているハタハタ館のツインルーム4部屋についても、このたびの改修によりシャワーユニットが設置されたことで、DMOが販売する外国人向けツアーの宿泊先として選択されやすくなり、これにトレッキング等の体験型事業を組み合わせることで、滞在型観光が推進されるものと期待しております。

さらに、近年は、輝サーモンや黒椎茸、日本酒の醸造所を併設したカフェなど、対外的に評価や注目度の高い取り組みが推進されており、今後も、地元の若者や民間事業者等が取り組む新規事業を支援しながら、魅力的で付加価値の高い観光コンテンツの開発に努めてまいります。

一方、現時点においては、複数の移動手段を用意することは難しい状況にありますが、デマンドタクシーを活用した周遊観光の可能性等も含め、観光客にとって快適かつ利便性の高い移動手段を提供できるよう検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、人口減少や観光ニーズが多様化する中で、これまでと同じような取り組みでは効果が期待できず、今後は、将来にわたり持続的に誘客が促進されるよう、地域資源を活用した収益性が高い観光コンテンツの開発に取り組んでいく必要があるものと考えております。

また、国では、「第四次観光立国推進基本計画」において、「地方誘客に効果の高いコンテンツづくり」を強力に支援するとなっていることから、本町においても、事業対象になり得る安定的な利用実績が見込める施設等の洗い出しや、高付加価値化に向けた検討を進めて、引き続き、国の動向を注視しながら、再整備に必要な財源の確保等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめにですね、これ、外国人実習生の数、まあほとんどの報告があったんですが、現実には私が今質問したいのはですね、町内にいる、要は嫁さんになった外国人もいるわけですよ。で、まあ私の近所に確かフィリピンだったと思うんですが、フィリピンから嫁さんなって地元で子どもも生んでいるわけですが、その彼女と話している時に、私ら外国人の話もよく聞いてほしいことがあると言われたことがあって、能代山本でも結構そのフィリピンに限らず、いろんな外国人がいて、結構交流があるらしくてですね、で、その方、その彼女らの話によると、私らの仲間でもやっぱり日本に来たいと、来てみたい、もし仕事があれば勤めてみたいというふうな話があるということなんですね。ということは、現実には制度的に実習生というスタイルしか世間的にはないように見られているわけですが、来たいというそういう外国人の要望というものもあると。実際には来てすぐ就業できるかどうかという詳しいことは手続き的に分かりませんがですね、その辺のことをやっぱり実態としてまず理解しているのかどうかということなんですよ。まあ行政でも、その事業をしている事業者でもですね、その辺の事情はどの程度把握をしているんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

町内に就業されております技能実習生の数は先ほど申し上げたとおりですけれども、答弁にもありましたとおり、町内の事業者の皆さんがどの程度外国人労働者というものを期待されているかという具体的な数字とかはまだ捉えておりませんので、商工会さんの景気動向調査の方に設問を追加して、そういったところを把握していきたいと思えます。また、実際に海外の方が日本での就業を希望している声があるということについては、全国的な、国内に外国人の就業者の数も伸びておりますので、そういったものを的確に捉えて、当町においてもそういった数字を踏まえながら取り組んでいきたいと思

ます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） そういうふうな現場っていうか女性の声もある。なのにかかわらずですね、地元の企業の、まあ中小事業者の方が人手不足っていうけども、本当に募集してるんですかということが分かってないんですよ。伝わらないんですよ。まあ私も最近、まああちこちの募集状況を調べてみたら、八峰町でネット環境で募集してるのは大森建設とサン縫製だけです。それ以外に募集かけているというのは全然出てこないんですよ。ですから、町内企業の中で人手不足だ、人材不足だと言いつつながら、それは口だけであって、実際には何にも募集してないんじゃないかなというふうな印象も受けるわけですよ。ですから、もし本当に募集しているのであれば、我々つたない議員であってもですね、ここで募集してるがらどうだとかって紹介もできるわけけども、その辺の状況、まあ商工会なり町としてどこまでつかんでるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町が能代市と三種町と共同で実施しております求人サイトへの登録事業に関してですが、昨年度が登録者が6社でありましたけれども、今年度のところが7社ということで、それについてはほぼ横ばいの求人の応募の状況になっております。また、ハローワークの方で掲載しておりますそういったサイトにつきましても、相当数の人数は把握できておりますので、町内におきましても、ほかの自治体と変わらない、やっぱり人手不足という状況は相当あるのかなと感じております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 人手不足と言いつつながらね、その辺さっぱり伝わってこないと思いますよ。例えば、ある左官に業者の人、人足りねして大変だなんて言いつつながら、じゃあ本当にすぐでも雇用する気が、まあ雇用する気がっていうか、体制にあるのかどうか。まあ大工さんでもそういう話がありますが、それは本当なのかどうか全然伝わってこないんですよ。単にその場、その短期的に不足して欲しいのか、本当に正職員として周年雇用ができていいのか、それすらもこう伝わってこない状況である。そのために、まあ町内の子どもら、まあ県外に全部仕事を求めて行くような感じになってるん

ではないかなって私は思うわけですよ。やはり地元の建設でも左官でもトタン屋でも、本当に周年雇用するという意識がちゃんとあるんであったら、町の広報でもどんどん出してですね、年中募集と、こういう形で出してもらう必要があるのではないかなって思うわけですよ。そうすることが必要だと思うんですね。で、もしそれでも足りないということであれば、やはり外国人にその補充、補いを求める、そういうふうにしていくということが必要なんではないかなと思うんですが、その辺について。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 人手不足につきましては、これだけですね人口減少、あるいは少子高齢化が進んでおりますので、どこの事業者も同じような話は私も聞いているところでございます。ただ一方で、今、その外国人の話でございませけれども、やはり縫製業とか介護関係の方で八峰町に入ってきていただいておりますけれども、やはりいろいろと聞くとですね、言葉の壁とか、まあ覚えるのがちょっと時間かかるとか、いろいろといった課題はあるように、まあ我々もちょっと聞いているレベルですので、実際のところしっかりとした状況把握までは至っていないといった状況でございませ。ただいずれ、これだけですね人口減少、あるいは少子高齢化が進んでいくと、人手不足になるのはもっともっと顕在化してくるところでございませるので、そうなりますとやはり外国人の労働者というのは非常に貴重な戦力になるというふうに私は考えているところでございませ。

したがいまして、この外国人登用にあたっては、我々も情報がかなり不足しているところもありますので、そういったところの情報収集に努めながら、しっかりと町内事業者へそういったのをフィードバックしてまいりたいというふうに考えているところでございませ。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませせんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） もう一つ、外国人を雇いたい事業者がいっぱいいると思うわけですが、そのやり方が本当に個人営業とか小さい会社がなかなか難しいですよ。まあそれともう一つは、宿泊する場所ですよ。それを確保しないでですね雇いますから来てくださってと言っても、泊まる場所も確保できないままそういう話を進んでいっても、これは無理な話であると思うんですよ。ですから、ちゃんと宿泊も大丈夫ということを示してやらなければならないし、で、来てもらったからには地元のこう楽しく過ごせる環境っていうものが必要だわけですね。そうすると、それは何が必要だかという

と、やはり話せる、母国語を話せる人。まあ地元でもフィリピンなり韓国なり中国人もいるわけですよ。だからそういう人方との交流っていうものはやっぱり図っていかないと、ああ、一人も話せないまま孤立させれば結局は逃げていくというふうなことになってしまうので、その辺を重点的に商工会とともに話し合いしていくべきだと思うんですが、その辺、意識の問題、答弁願えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 当然ながら、この問題は私も重く受け止めているところでございますので、引き続きですね商工会等としっかりと連携しながら、その対応に努めてまいりたいなというふうに思っております。

いずれその住むところに関してなんかいいますと、やはり事業者がですね自らやはり用意するというのが私は基本だと思っておりますけども、やはりそれにやはり費用を要するとすればですね、例えば空き家を活用したリフォーム事業なんか本町でやっておりますので、そういった既存の事業なんかをですね、しっかりとアピールしながら、事業者さんがですね、あまりこう負担のない形で外国人さんを労働者として迎えらるような体制づくりといったところを支援してまいりたいなというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） その外国人の日本での就業というのは非常に期待してるものがあるんですね、ていうのは、国内に女性がいないです。まあ外国の方からお仕事に来てもらえる女性の方が割と若い。そういう人方が日本人とくっついてもらえれば非常にありがたいわけですね。まあそういうこともあって、まあそういう外国人の女性方が多く入ってくる、そして日本人の男性とくっついてもらう。そうすることも移住・定住の一つのきっかけにはなるかと思うので、是非外国人の受け入れということをもうちよっと真剣に考えてほしいなというふうに思います。答弁はいいです。

次に、高付加価値の観光ということですけども、インバウンドっていうことで、私、冒頭で質問いたしましたが、皆さん全部覚えているようにね、八峰町については観光地という場所が一つもないわけで、唯一、ハタハタ館をそういうふうなものにしようとしたんですが、結果は先ほど質問されたようにですね、ハタハタ館の運営状況があのような状況だということで、非常に八峰町としての観光地の魅力というものが何にもない。で、まあいろいろ考えたんですが、唯一、今それを使えるコンテンツとしては世界遺産と、白神山地というふうなものがあるんですね、これは町内で、町内というか町として

はあまり使われてない名前ですけども、海外においてはこの世界遺産のネーミングっていうのはやっぱり厳然としたものがある。ただ、アクセスや宣伝がないためにほとんど来てない。まあ唯一来てるとすれば青森県側。秋田県側にはほとんど来ていない。まあ藤里には若干来てるけども、秋田県は道路も悪いし、車の便もないというふうな状況の中でほとんど使われてないんですが、海外には非常に有名だわけです。これを何とかしよう。ということは、これのアクセスなり観光を強化すると、これはインバウンドというところで高い料金設定で客を呼べるということだわけですよ。そのためには、そこに対して、例えば今、今年度、二ツ森線が開通しますが、ここに対しては電気自動車なり水素自動車でなければ行けないようにする。なおかつそれを行くための自然保護を壊さない保護活動のために入山料も取る。そういうふうなスタイルにしてしまう。で、なおかつインバウンドですから他言語を話さないと駄目なわけですけども、それについては英語教育、まあもし最初は無理ですからタブレットでガイドを英語で見せるような形でもいいんだろーと思いますが、いずれ何か会話していくうちにはですね、片言では通ずることもできるし、補完的には翻訳アプリもあるわけですから、そういうふうな英語対応をすると。で、そういうふうな環境的な部分でEVなり水素自動車にそういうふうなものを導入する。そういうふうなことを考えているわけです。で、併せて、二ツ森線はいつも雨とかで不通になることが多いので、その代替として現在も使われている留山という場所があるわけですが、あそこの散策コースはですね1時間足らずで終わるわけですよ。それだと滞在時間があまりにも短くて八峰町にとどまる時間が少ないために、今、留山の中に別な散策をできるルートを拡大しようと今もくろんでおるところです。そういうことによって1時間を2時間、3時間まで広げることができれば、そこもかなり先ほど言った車のEVでのガイド並びに自然保護のための入山料の設定、そういうようなものができる。で、なおかつちゃんとガイドもして高付加価値をつけることができる。ということを進めて検討している最中です。ていうのは、これはネイチャー協会のガイドの団体と話し合ってるところです。まあそういうことが一つあってですね、その後に、今、白瀑のやってる酒ラボですか、あそこが今、結構外国人が来てるといって、結構高付加価値的な食事提供をしているわけですね。ああいうふうな、今、点である、白瀑神社も今、外国人や何だ、ヘルメットのあれで結構人が来てるわけですが、あれが点でしかないわけですよ。それを一つのルートとして、まあ観光バスに近いものを回せれば、これでかなりいい金が取れる。まあ外国人は4万円、5万円、10万円なんて普

通に小遣い程度って考えていますので、そういう観光をつくるのが非常にこれから必要なんではないかなと。で、それに併せてもくろんだのがハタハタ館のシャワールームだと思うんで、まあああいうふうなところも当然使うことになるわけですから、そういうふうな白神山地の観光という高付加価値な部分を私はこれから進めるべきではないのかなというふうに思っていますが、それに対して、長くなりましたが、ちょっと返答をください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずはじめに、白神山地の入山の件からちょっと触れたいなというふうに思っております。

実は、私が町長に就任してからですね、ずっとアクセス道路が通行止めがずっと続いておりまして、なかなか皆さんが行けてないといった状況でございますけれども、実はですね、私、町長に就任した時に白神山地は30周年を、自然遺産登録30周年を迎えたところでございます、マスコミ各社からいろいろな取材を受けました。その際ですね秋田県側はやはり入山禁止だというようなところを大きく報じているものですから、なかなか観光客が入りづらくなっていると、そういった話を聞いたところでございます。ただ一方でですね、同じ青森県側でございますけれども、青森県側はガイドつきであれば、まあ条件つきでございますけれども入山が可能だというふうなところ、30年間ずっとやっているところでございまして、そういった話がですね、どうも観光客の皆様には青森県側だったら入れるというような印象があつてですね、やはりそちらの方が観光客が相当増えてきているんだらうなというふうに思っております。したがって、私もですね取材を受けるたびに、なかなかこの八峰町には核心地域等ございませんので発言する立場にはあまりないんですけれども、できることならばですね青森県側と同様に、ガイド同伴つきでですね入山規制できるようなその体制づくりが確立されればですね、今よりも、少なくとも今よりは観光客が増えてくるのかなというふうに期待しているところでございますので、引き続きこれは環白神とか県なんかにも、対しましてもですね、こういった働きかけをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、留山のルートの特長につきましてはですね、ちょっと私も情報はまだ把握しておりませんが、あそこ非常にですね、だんだんメジャーになりつつあるなというふうに思っておりますので、そういった面も含めましてですね、更なるルートの拡大というのは私も非常に賛成したいなというふうに思っております。いずれ今後もですね

ガイドの会々とですね、関係機関とそういったところを連携しながら、更なる拡大についても努めてまいりたいなというふうに思っております。

そしてまた、先ほど議員からご提案のありました電気自動車とか、あるいは入山料を取るといふようなところのご提案でございますけれども、やはり自然環境に優しいというようなコンセプトでいくなればですね、そういった取り組みも非常に魅力的だなというふうに思っているところでございます。ただ、やはり多くの課題はあろうかというふうに思いますので、そういった課題の整理等を進めながらですね、そういったことが実現できるように関係団体ともしっかりと連携を強化してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 非常に前向きで答弁もらったんですが、例えば入山料を取るとなると県とか国とかが多分いろいろ言うてくるんだろーと思いますけども、それに対してやっぱり地元としてあらがってそれを成し遂げるといふふうな意気込みでかからないとですね、なかなかこういうふうな、まあ八峰町単独でやるっていふふうなことについては難くなるんだろーというふうに思いますけども、それは是非頑張っけてやってもらいたいなと思うんですね。

あと、そのバスについてもですね、まあほかの、まあ言っちゃ悪いですが、能代からでもほかからでもどんどん車に入って、何だ、散策している人もいるわけですよ。それをストップするっていうことによって、まあその価値っていうものが出てくるわけです。ですから、バスという交通手段というのやはり是非入れてほしいというふうに思います。

それともう一つはですね、海岸ですよ。体験センターで子ども向けにしかやっっていないシーカヤックがあるんですが、あれを大人向け、インバウンド向けで対応すれば、私はあれは非常に興味あるんじゃないかなと。まあ二ツ森に行くより私個人だったらシーカヤックの方に体験したいな。あれも非常に価値ある体験ではないのかなって思っているんですよ。ですからそういうふうなことを考えれば、いろんなまあチャンスがあるわけですから、それを必要であればそういうプロジェクトチームでも立ち上げてですね、そういうふうなものを企画立案してもらいたいと思いますが、その辺について答弁願います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

○町長（堀内満也君） すいません、1回休憩をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時21分 休 憩

.....
午前11時21分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を継続します。

ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員の質問にお答えいたします。

いずれですね、この八峰町は山だけでなく、やはり海も魅力的なスポットだというふうに私は思っております。したがって、議員のご提案のとおりですね、シーカヤックにつきましても、先ほど大人向けのシーカヤックもできるというようなところもありますので、できるとすればですね、もう少しPRが不足していたということでございますので、そういったところも含めてですね、しっかりと進めていきたいなと思っておりますし、いずれ部局がですね観光部局、あるいはその体験センターですと教育部局というふうに分かれているところがございますので、そういった壁を取っ払ってですね、全庁一丸となってこの観光振興にしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれ私はプロジェクトチームをつくった方がいいと思えますよ。ていうのは、いろいろな課があって、これ分かれてやっているとね、いろんな、こっちは問題ないけども、こっちは課ではこういう問題があるというのが出てくるわけですよ。そういうことをやってみるからなかなか進まないのであって、やはり、まあ何か一つこうやろうとした時に、一つのプロジェクトをつくってスムーズになるように、しかも早くなるようにやってみる方がいいと思えますが、それで、その質問を求めて最後の質問にしたいと思えます。

○議長（皆川鉄也君） ただいま11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今議員の方からプロジェクトチームの提案がありましたけれども、いずれですね庁内でそうしたプロジェクトチームをつくれるようですね検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。11時30分より再開いたします。

午前11時24分 休 憩

.....
午前11時30分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 議席番号3番、奈良聡子です。通告に基づきまして一般質問を行います。

峰浜培養の経営状況と今後の対応について、当局の見解を伺います。

有限会社峰浜培養は、発足から約30年になろうとしていますが、この間、町の農産物の主力品目であるしいたけ出産の基盤を担う施設として重要な役割を果たしてきました。直近の令和5年度営業報告書によると、東京中央卸売市場のしいたけ市況は、中国菌床の原産地表示制度の廃止や新型コロナウイルス感染症の5類移行による業務需要の回復などの追い風を受け、キロ単価は前年度よりも59円増の985円と活況を呈した旨、報告されています。一方、当地区の令和5年度出産量は、栽培の減少や7月の大雨による断水やその後の高温と干ばつの影響により、前年比87.5%の576.2tにとどまりましたが、販売額は前年並みを確保、キロ単価は前年比105円増の1,046円と大幅に上昇し、10年ぶりの千円台となりました。ホダの製造販売については、管内の栽培本数は196万本から184万本に減少したものの、ジャパンアグリテックの協力により、千葉県業者、弘前、能代への販売など、過去最高の約255万本、工場稼働率約85%となり、地区外への販売本数が伸びたようです。工場の収支については、運賃や資材価格の上昇、光熱費の高騰を受け、1ホダ3円の値上げの実施や、65歳定年のショート継続雇用により人件費の削減に取り組むなどの企業努力により、例年の収益を確保、税引き後約400万円の黒字決算となったとしております。

議会に届いております平成28年度から令和5年度までの営業報告書を読む限りでは、増減がありながらも売上高は伸びており、この間、毎年黒字決算であり、経営に問題はないように見えます。

しかし、ここ数年の動きとして、高級しいたけの生産に取り組み、販路を拡大してい

る生産者がいる一方で、高齢化や廃業、摘み取り手不足、令和2年度から令和4年度にかけてのコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻を契機に起きた燃料や資材価格の高騰等、経営を巡る環境が厳しさを増しています。

また、故森田町長が令和2年6月定例会の行政報告会において、「入金不足の発生による未収金を借入金等で補っている現状には問題があり、今後は回収する仕組みを改善するよう指導する。」と発言しているように、平成30年度にホダ販売代金がJAによる立替え払いから生産者との直接取引となったことにより、入金の遅れが生じ、借入金に頼った資金繰りの実態が明らかになりました。

令和5年度の長期借入金は約1,600万円で、平成28年以降では最少額となっており、こちらの返済は順調にしているように思われますが、短期借入金については、平成30年度が570万円、令和元年度は一桁増えて約3,100万円、令和2年度、令和4年度、令和5年度が2,000万円台となっており、令和5年度は長期借入金を上回っています。ホダ代金の未収金によって短期借入れをしなければ資金が回らないのが実情のようです。

培養の令和5年度の総売上げは、平成28年度比で26%伸びたにもかかわらず、黒字額は87%近くも減っています。営業利益は、令和3年度以降1,000万円を割り込み、燃料費等の高騰による経費の増大が収益を圧迫しています。特に令和元年度以降、純利益率が大きく落ち込んできており、平成28年度は8.8%だった純利益率が令和5年度になると0.93%と、製造業の利益率目安である5%から10%にはほど遠く、培養をはじめとするしいたけ生産者は、かつてない苦境に立たされており、不安の声が上がっています。

そこで2点お尋ねいたします。

現時点でのホダ代金の未収金と回収の見込みはどうなっているのでしょうか。

そして、今後もし峰浜培養が経営不振や赤字決算に陥った場合、町としてどのように対応していくのか、考えをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

峰浜培養は、旧峰浜村において盛んに行われていた、しいたけ栽培の拡大を図るため、当時の峰浜村椎茸生産組合員や峰浜村農協、峰浜村の出資により、しいたけ栽培農家へ

低価格で高品質のホダ菌床を提供するため、平成9年7月に設立された第三セクターであります。

また、平成28年度からは、「あきた未来づくり交付金」を活用した「おがる八峰しいたけプロジェクト」を進め、培養第二工場を建設し、生産量を100万菌床増やし、合計300万菌床の製造能力を有する施設となっております。

ホダの配荷個数につきましては、平成11年度の137万本から、令和5年度の254万本と着実に増加してはおりますが、本年度につきましては、町内事業者の廃業等により234万本と20万本減少する見込みとなっており、大変厳しい状況にあると認識しております。

しかしながら、峰浜培養としましても、県外の事業者との契約を結び、販売を行うこととしており、令和7年度の計画では252万本と令和5年度実績まで回復できる見込であり、今後も販路の拡大に努めると聞いております。

ご質問のホダ代金の未収金と回収の見込みにつきましては、ホダの代金は峰浜培養と生産者及び農協との三者契約により販売しており、契約書で決済方法が決められているほか、2月末現在の未収金については約8,900万円であり、今後、しいたけの販売収入により未収金を回収することとしております。

また、今期の決算については、前述の要因等により約1,500万円の赤字を見込んでおりますが、利益余剰金や短期借入金を活用しながら経営の安定化を図っていくと聞いております。

いずれにいたしましても、しいたけ栽培は町の基幹産業である農業振興には欠かせない品目であるほか、峰浜培養では50名以上の雇用があることや、何よりもしいたけ栽培を行っている農家の継続的な安定経営のためにも重要な施設でありますので、町としましては引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ホダ代金の回収については、今現在、その未収金の回収に何か月ぐらにかかっているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

ホダ代金の回収といたしましては、先ほど町長が答弁したとおり、契約より150日以

内に個人の方からは完済いただくという契約となっております。また、企業さん4社ございますけど、企業につきましては翌月までに完済という契約と伺っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） しいたけの売上金が出産者に渡るのは3カ月後だと聞いてますけども、その3カ月後というのが間違いのないのかっていうのがまず一つと、その3カ月後というこの期間を早くするということはできないのでしょうか。この2点ちょっとお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまのご質問ですが、売上代金の入金に関しましては、農協さんと経営者さんの契約でございますので、申し訳ございません、そこまで私として今答えを持っておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 未収金のその回収、150日以内に完済の契約で、企業4社はその翌月までに完済ということですが、これは、まあこれがうまくいっていないから短期借入金ということになると思うんですけども、この返済がどれくらい滞っているのか、その状況が分かりましたらお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

滞ってるといいますか、結局は、しいたけの販売が終わってから菌床分のお金を入金いただくという契約になっておりますので、そういう形でまず菌床を売った金額が、しいたけ入れるとまた入金いただくような形で対応を取っております。

で、現在の未収金としましては、まず8,900万円の未収金という回答をさせていただいておりますが、延滞となっておるのが約2,500万円ほどございます。で、こちらにつきましても順次、しいたけの販売が終わりましたら回収いただくことと確認しておりますので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 生産者とのホダ代金の直接取引が始まってから短期借入金とい

うのが決算報告書に計上されるようになってるわけですけども、この培養の方の短期借入金の返済は、これは順調にちゃんと行ってるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

短期借入金の返済については、順調に返済を行っていると同っております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 短期借入金と設備投資などに使う長期借入金とあるわけですけども、この第三セクターの借り入れにあたりまして、町当局としてはどのようにこう関与をしているのか、その辺教えていただけたらと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

借入金につきましては有限会社峰浜培養で借りておりますので、町としまして関与ということはしておりませんが、地方自治法の方に地方公共団体の長による調査権というのがあります。こちらは、地方自治法第221条第3項により、地方公共団体の長は、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、又はその結果に基づき必要な措置を講ずるよう求めることができるというのと、議会による経営状況の把握ということで、地方自治法第243条の3第2項により、地方公共団体の長は、毎事業年度、経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告しなければならないということが定められておりますので、町としましてはタブレットの方に決算書の掲載をいたして、議会の皆様に状況についてご説明しているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まず経営状況についての報告は、まあ議会にはするけども、その借り入れにあたって事前にその何ていいますか、承認であるとかそのようなものは要らないということよろしいですね。

はい。では、ちょっと次の質問行っていいですか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○3番（奈良聡子さん） ちょっと経営不振の問題についてお伺いします。

平成28年から令和5年度までの8年間で、売上高が1.6倍になっております。しかし、

光熱水費が約1.8倍になっております。光熱水費が利益を圧迫している状態です。培養の令和6年度事業計画書の基本方針に、「今後の電気料金価格は、再生エネルギーなどの影響で厳しい状況である。ホダのコスト低減、電気料軽減対策としてソーラーパネルの設置も検討する必要がある。国、県の関係事業を利用して工場の再整備を図りたい。」とあります。

先日の町長の行政報告で、役場庁舎やハタハタ館で電力のリバースオークションを実施したところ、電気料金削減の結果が得られたということでもありますけども、峰浜培養でも採用する考えはありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

リバースオークションの実施でございますけども、役場庁舎、そしてまたハタハタ館で実施したところでございますけれども、この状況をですね峰浜培養に話をしたところ、非常にいいなというふうな感覚、感触でございましたので、今後検討する余地はあるのかなというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） しいたけの栽培って、私も芹田さんのところに10カ月ほどいたことありますけども、摘み取りで。やっぱり非常な労働集約型の産業で、重労働なんですよね。経費もすごく莫大にかかって、儲けのちょっと少ない産業ですので、是非その培養さんの方でいい反応示されたということなので、進めていただけたらと思います。

それと、平成30年に始まりました地元のナラ材を使ったおが粉の栽培実証実験、これから時間は経ってるわけですけども、この事業化をすると報告書には毎年のように書いております。この検討はどこまで進んでいるのか。そして、おが粉製造工場の誘致や建設は実現可能なのか。この点についてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ナラ材を活用したおが粉の製造工場の現状ですけど、いろいろと探りましたところ、まず今のところこれといった進展はない状況でございます。で、まあ町内には材があるということで森林組合さんの方からはご報告をいただいておりますが、まず工場建設にあたっての補助事業等をまだ探している状況に今のところがあります。今後、しいたけ農家さんとも情報共有しながらそれに進めていくようにはし

ておりますが、まだ今の現状といたしましては、これといった進展はないという結果で報告させていただきます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと私から補足で。

いずれ検討はずっと進めているところがございますけども、先ほど課長が言ったとおりですね、町内の材はあるだろうということも調べてもらいましたし、また、少し範囲を広げて、能代市、山本郡までちょっと広げた場合どうかっていうところまで実は調査お願いして、その結果はもう来ております。それだけを見ますと、やはりナラの材は結構あるので、20年ぐらいでナラの木が伐採できるとするならば、ずっと今の材の中でやりくりができるというような報告までは上がってきております。

ただ一方で、それをですね伐採して、そしてまた単価がいくらなのかとか、あるいは、それをどこでやるんだっていうところまでがまだちょっと検討が進んでいない状況でございます。今後そうしたところの課題を整理しながら、実現に向けた検討を進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 岩手県の西和賀森林組合の方から、今、おが粉を提供してもらってますけども、やはり赤字事業なのでやめたいということをおっしゃったり、一部機械の停止により生産量が間に合わないとかそういうことで、何ていうんですか、まあいろんなその時々、向こう側の都合でやはり安定した供給ができない。培養さんとしては、なるべくその原材料費を下げたい。そのためにはやっぱり地元産のナラ材を使って、自社のおが粉で自社の菌床をつくりたいと思ってるわけで、やっぱりこの営業報告書とか事業計画書を見ると培養の悲鳴が聞こえてくるようで、私、非常に読みながら切ない思いました。毎年のように事業化を検討するとか事業化を要請する、あるいは国、県の補助事業を探すとかいうことを書いてますけども、やっぱりもうちょっとスピーディーに実現化に向けて頑張ってもらいたいと思いますけども、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 当然ながらですねスピード感を持ってやっていきたいところがございますけども、やはりですね事業費を積算してもらってますけども、かなり高額な事

業費になりそうだというような話も聞いております。したがってですね、国、県の何か補助金がないとか、そういったところですね、いろいろとこう探りながら今進めているところでございますけれども、なかなか先ほど議員からも申し上げられたとおりですね、培養としてもなかなかその多くの収益が上がっていかないというところもありますので、そのところはちょっとスピード感を持ってやっていけないのかなというふうに私は捉えているところでございます。

いずれしましてもですね、このしいたけのブランド化には必要な事業であるというふうに私は考えているところでございますので、引き続き町としましてもアンテナを高くしながらですね、国、県、そういったところの情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 三セクの経営っていうのはどこも非常に厳しいわけですが、培養の実態は赤字企業と言ってもいいんじゃないかと思うんですよね。で、まあハタハタ館も非常に苦しいですが、早め早めに対策を打って収支の改善を目指すべきだと思います。いま一つ、その町長の考えをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ハタハタ館と大きく違うところはですね、やはり指定管理料を払っていないというところだというふうに私は思っております。そうした中で、苦しいながらもですね農家の皆さんに寄り添って事業を運営しているというところがございまして、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、雇用も50人以上いると、そしてまた町の特産品であるしいたけには欠かせない会社であるというふうに思っているところでございますので、引き続きですね町としましても支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） これで最後の質問にしますが、町長就任以来ですね、行政報告で峰浜培養について言及されていないんですよ。で、森田町長は毎年、峰浜培養について言及されてたんですけども、峰浜培養に関心薄いんじゃないかなと思ったりもするんですけども、そうではないですよ。という確認です。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） しいたけですね、町の特産品でありますので、看板商品だと私は思っております。したがって、これまでも力を入れてきたつもりでございますけれども、行政報告にないからといって全く関心がないとかそういったことではございませんので、引き続き、しいたけ農家、そしてまたこの培養をしっかりと支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。

○3番（奈良聡子さん） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで3番議員の一般質問を終了します。

休憩します。午後1時より再開し、一般質問を行います。

午前11時58分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 傍聴者の皆さんには、足下の悪い中、どうもご苦勞様です。

議席番号4番、芦崎です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項、大きくは2点ほどであります。

まずは第1点、空き家対策について、次の3点をお伺いします。

1点目であります。現在、町にどれぐらいの空き家があるのか。町ではその所有者または管理者を全て把握できているのか。また、空き家の固定資産税収納状況は。

2問目といたしまして、管理放棄された空き家が増えているように感じる。管理放棄状態にある空き家の所有者は、実情を把握しているのでしょうか。

小動物の住みかとなり、トタンが剥がれているなど強風時には大変危険な状態にあります。雑草が生え、さらには異臭がするなど、近隣住民からは環境面や衛生面で日常生活に大変苦慮しているとの声があります。町では、管理放棄状態にある空き家の所有者に、どのような説明をし、管理を求めているのか。また、そのような状態にある空き家はどれぐらいあるのか伺います。

3点目、令和元年度調査で516戸の空き家のうち、現在67戸が解体されたと聞いております。まだまだ空き家が残っておるということは言うまでもありません。これは、町が実施している「危険な空き家対策事業」で、解体する方に対して解体費用の半分、

100万円、上限50万円を助成していることが一つの要因と考えます。空き家の解体が進むことは、今後管理放棄され危険な空き家となることを防ぐことにも繋がり、環境や衛生面において町にもメリットがあります。

2月19日の議会全員協議会では、空き家解体に対する補助金は減額となり、600万円となり、また、空き家対策事業でも800万円で予算到達で打ち切りとの説明がありました。厳しい財政事情であることは十分理解できますが、空き家解体を進めることは、危険な空き家となるリスクを抑え、環境面、衛生面でも地域に及ぼす影響は大きく、住民が安全に安心して暮らしていくことにも繋がります。昨今の物価や人件費の高騰、木材廃棄物の受入先が大館や秋田になったことにより移送費用の高騰などで、解体工事費もどんどん高くなっております。

空き家解体に対する助成を町の主要施策の一つと捉え、解体費に対する助成を工事費用高によって増額することを考えないか伺います。

質問事項の2番目といたしまして、不登校の現状とその対策について伺います。

八峰町の小・中学校にも不登校の児童生徒がいると伺っています。

不登校については全国的に確かな統計はないようですが、そのきっかけは、本人、家庭・学校のほか、いじめなどの様々な理由が複合してあると考えます。不登校となつてからの対応では遅く、いち早く察知し未然に防ぐことが最善の策と捉えるが、教育委員会として、どのような対策を行い、学校と連携・指導しているのか伺います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 芦崎議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「空き家対策について」であります。

近年、人口減少や既存の住宅・建物等の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い空き家等が年々増加しており、空き家対策は、本町だけでなく全国的な課題であると考えております。

このため、町では令和3年度に「八峰町空き家対策計画」を策定し、空き家等の発生抑制や適正な管理、利活用のほか、老朽化した空き家等の自主的な除却や管理不全の空き家対策などの5つを基本方針と定め、空き家対策に取り組んできております。

現在、町では432棟の空き家があり、その所有者及び管理者については全て把握でき

ておりますが、そのうち管理不全により危険な状態にある空き家は63棟あり、破損状況等を写真撮影するとともに、文書により所有者等に対し改善や解体等の依頼を行っております。

また、固定資産税については、相続や納税管理人の届け出により所有者等の把握はできているため、賦課及び徴収は適正に行われております。

一方、管理不全の空き家については、これまでも「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」により空き家の解体に要する経費を補助するなど、町民の安全・安心の確保及び生活環境の保全を目的とした対策に取り組んでまいりましたが、町の厳しい財政事情等もあり、令和7年度は前年と比較し減額した予算案としております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、管理不全の空き家は周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることも認識しておりますので、町としましては、今後も計画に沿った取り組みを進めるとともに、国や県に対し、空き家解体に要する費用の助成制度の働きかけを行うなど、引き続き適切な空き家対策に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私の方から芦崎議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

文部科学省では、毎年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施しており、その調査結果では、全国においても、秋田県においても、不登校児童生徒数は年々増加している状況にあります。

本町の不登校児童生徒数は、本人及びその家族の心情に配慮し、詳しい数字についての公表は控えさせていただきますが、数名いる状況です。

不登校のきっかけは、議員ご指摘のとおり、家庭環境や友人問題、学校でのトラブルなど様々な理由によりますが、不登校を未然に防ぐためには、子どもたちが学校や家庭で充実した生活が送れることや、子どもの変化にいち早く気付くことが重要と考えます。

そのため、各小・中学校では、児童生徒が主体的に授業や行事に取り組むことができるような教育活動の実践に努めているほか、学校生活の満足感や意欲の状況を把握するため、アンケート調査や年3回の個人面談、保護者との二者面談等を行っております。

教育委員会においては、毎月実施している校長会と保育園長との連絡会で児童生徒の状況などについて情報共有を行っており、不登校傾向が見られた場合には、幼児から中

学校までの成長過程を確認しながら、その原因を解決できるような対策を講じております。

なお、学校や教育委員会だけで対応が難しい場合には、町福祉保健課や北教育事務所のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を取りながら支援できる体制を整えております。

実際に「不登校児童生徒」が発生したときは、学校管理職と主任教諭による運営委員会や職員会議で対応を協議し、担任教諭と教頭や養護教諭等の複数で家庭訪問や面談を行っております。このほか、能代市の適応指導教室や民間のフリースクールを利用して復学を目指す取り組みや、授業の様子を家庭でも見られるようにタブレットを活用したオンライン配信を行っております。

いずれにせよ、不登校対策には、その傾向をいち早く対応することが必要となりますので、学校と家庭、教育委員会、関係機関が連携しながら進めてまいります。

文部科学省が推進している、誰一人取り残さない学びの保証に向けた不登校対策「C O C O L Oプラン」を活用し、不登校や集団生活に不適應傾向のある児童生徒等を支援する「校内教育支援センター」の設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 4番議員、再質問ありませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） ただいま答弁をいただきました。それにしても、まだまだ、まず最初の1問目ではありますが、税の収納がほとんど、まあ100%といえども、ほとんど納税されてるといふことの答弁でありましたので、非常にうれしく思っております。

まあ1問目、2問目、3問目とも関連あるわけで行き来するかもしれませんが、放棄されてる解体空き家がまだ四百三十何軒と、そのうちの特に悪いというか63軒ほどの報告がありました。私の感じとしては令和元年の調査だと思っておりましたが、今の答えですと令和3年、まあこれはいいわけですが、50万円の上限ということも一つの手法だろうと思いますが、やはり先ほど質問したとおり、いろいろ物の運搬等やら、工賃等、いろいろな関係で、高騰の関係でですね単価も上がってございます。そういう環境過程からですね、ただ50万円という上限でなくて、やはり家庭によって、坪数によってですね、まあ小さくかかるところもあるだろうし、多くかかるところもあると思いますので、工事費にね、工事費に見なした、まあ例えば段階的に150万円以内であったら今の50万円、それ以上、200万円以上、300万円程度であったら60万円、70万円とか、

で、300万円以上かかるところは思い切って100万円出すとか、いろいろそういうふうな50万円の頭打ちでなくて、もうちょっと段階をつけてやったならば、もう少し解体のやる意欲というか、じゃ、俺も解体してやるかなと、そういう気持ちにもなるだろうと思いますので、まあ今まで六百十何軒のうち、ここ五、六年で約60軒ぐらいが解体したということですので、1年で換算すると大体五、六軒だと思います。ですから、段階をつけてやっていただくことに、町長の考え、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 芦崎議員のご質問にお答えいたします。

まず私の考えでございますけれども、本来やはり空き家というのは所有者がおりますので、その人の責任で解体と行うというのが、私、原理原則だと思っているところでございます。ただ一方で、先ほど答弁の中でもお話いたしましたけれども、あまりにも危険な空き家になってしまいますと、風、あるいは暴風等でですね隣近所に迷惑がかかってしまう、あるいは住んでる方の安全を脅かしてしまうと、そういった状況を回避するために、町としましてはそういった危険な空き家の解体には補助すると、そういった制度でございます。したがって、空き家だからといってすぐ補助するわけではなくて、危険になった状況のものであれば、町が今補助するといった制度でございますので、そこを一回ご理解いただきたいなというふうに思っております。

そしてまた解体に関して今補助をしているわけでございますけれども、やはり解体というのはその先がありませんので、なかなか、県、あるいは市町村で補助するという自治体は全部が全部やってるわけではございません。本来であれば、その解体をした後に何かしらの利活用があるとするならば、それは県なり市町村で補助をしていくというのは大事なことかなというふうに思いますけれども、解体後の計画がないままにですね解体に金を出していくというのは、やはり先ほど来申し上げましたようなですね厳しい財政状況でございますと、なかなか難しいのかなといったところがございますので、そういったところも含めてご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 4番議員、ほかに質問ありませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） まあ十分とは言いませんが、まず理解できました。

ただですね、やはりこのまま放置されてると、地域住民はですね本当に大変なんです

よ。まあ皆さんのところにも隣近所あるかと思いますが、やはり風が強い日とかね、トタンとか破風のずれとか外壁とか、そしてまた冬はいいわけですけど、夏はですね非常に異臭がします。小動物が入っていくのも見ます。本当に大変ですよ。ただ、でもあくまでも危険なところに補助をするという見解ですので、まあこれはいざ仕方ないと思いますが、ただもう一点はですね、その解体も危険もですけど、あくまでも放置してもよいということではないだろうと思いますので、その辺のところは県からも国からも若干のまあ何かしらの指導があるかと思いますが、ただやはり八峰町、町としてね、やっぱり景観も大事ですよ。よそから人が来てほしい。景観が悪い。来てほしい、ほしいだけでは、やはりそういう景観、環境面も考えたならば、やはりですね1軒でも2軒でもそういうところは解体に力を入れていただきたいと、このように思いますので、私の考えている以上に良い案、補助があつたらどんどん出して、1軒でも2軒でも解体できるようにお願いしたいと思います。

それから、重複するようですが……空き家対策については終わりたいと思います。

それでは、2問目の不登校の現状について再質問させていただきます。

今、教育長の方から縷々説明がありましたとおり、いろんなその不登校者に対する策というものは先ほどの答弁でいっぱいあるようです。いっぱいあるようですが、八峰町にも何人かおるということでありまして、まあこれは比較してもどうにもならないわけですが、私たち子どもの頃は不登校という言葉とか学校に行かないというそういう状況はなかったわけですよ。もし学校休むとすれば、農作業で忙しい時休むとか、健康上悪いかぐらいであって、学校を不登校するという、不登校というそのものを考え、まあ私ばかりでしょうか、ほとんどそうだと思いますが、昨今はこれだけ時代が進んでね、いいものがあって、教育もよくて、それなのにこういう状況があると、不登校が出ておると。まあ簡単に申しまして、教育委員会としてはそれなりのこう形にはまった指導要領というものがあるだろうし、それに沿ってやってるものだと思いますね。やはりその枠以上、指導というか教育の立場で超えた場合に、いろいろな問題点、そういうものが起きてくるのが嫌なために、枠以上のことは、言葉悪いけど教えない、教育しない、指導しないという気持ちはないかもしれませんが、我々に言わせると少しはあるのかなと。腫れ物には触りたくないというふうな、若干そういう気持ちもなきにしあるのかなと、そういうことは考えるわけでありませう。

まあ勉強も大事ですがね、大事ですが、やはりそういうその道徳と申しますか、そう

いう教育も少しは必要ではないだろうか、このように思うわけでありまして、あくまでも、まあそれは指導、県や国からの指導要綱ですので、それに従っていくのが建前でしょうが、その辺の教育というものについても若干答えられる範囲でお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 芦崎議員のご質問にお答えします。

まず日頃から先生たちは、子どもたちの良さを見つけて、良さに声をかけていくということと、あと自己有用感とあって、ほかの人にほめられることによってその子どもたちが自分でこう自信を持てるということで、この2点について、道徳教育ではいろいろな心のいろんな場面のあり方について勉強するわけですが、普段の生活の中ではそういう良さに目を向けることと、自分を大切に、ほかの人にほめられて自分を大切にしていこうということを特に意識しながら子どもたちを育てています。

で、先ほど、そういう児童生徒が出てきた時に遠慮してるんでないかというお言葉もありましたが、学校としては、とにかく最終ゴールは登校できること。そこに向けて、子どもたちの状況に応じて必ず保護者との連絡は絶やさないように、絶やさないように努力をしています。ですから、その対応する時にも担任一人が負担がかかるということで、先ほどお話しましたが、教頭先生や養護教諭の方も、または学年主任と複数で対応しているというところが現状であります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 聞き逃したかもしれませんが、例えば今の不登校の子どもさんらに、まあ今日、明日といろいろ計画、計画というよりも勉強の時間があるわけですね。その点はどのような状況で、その休んでる子どもに伝達、あるいは宿題的なもの、教育的なものを行っておるのか。随時学校の方から物を届けて、また出してもらおうとか、いろいろその辺のところちょっと。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 芦崎議員の質問にお答えいたします。

学習課題につきましては、プリントを渡すことによって学習する生徒もいますし、タブレットを活用して練習問題解く生徒もいますし、あと先ほどもお話しましたが、タブレットで授業の様子を映像で流して、で、うちの部屋にしながら授業に参加するという、いろんなパターンがあります。で、プリントを渡しても、生徒の気持ちが学習に向かな

い場合にはなかなかこう返ってはこないんですが、でもこうやりとり、プリントのやりとりも情報のやりとりも学校側では丁寧に行ってるというのが実情であります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 今のそのやりとりの場面ですよ、それは担当の先生と、また教育長との、見たことありますか、そういう状況、返答、回答と申しますか、担当の先生がその不登校の子どもに出したものに対しての答弁というか、その通知書というか、見たことありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ある生徒に関しては、学校でこう持っていても学習に意欲を示さない結果、返ってくる、なかなかプリント等が返ってこないという場合もあります。ですから、全てそれ私見てるわけではありませんが、学校としては常にこう、うちの人と連絡取りながら本人と話せる時には話すし、うちの人だけと情報交換する場合にはうちの人だけということで、まずその対応は切らさないように気持ちの繋がりはしっかりと持っているように努力しているところであります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 最後になりますが、そういう点をですね、やはり担当の先生からと教育長との関係もですね、やはりこのままでいいのか。やはり子どもも学校に来てないけど、何ていいますか、内容といいますか、雰囲気といいますか、うちに行ってもいい状況におるよとか、あるいは逆にますます悪くなっていたなとか、いろいろあると思いますので、その点はですね、やはり十分に気をつけながら、そして担当の先生方ともいろいろコミュニケーション取りながらですね、一人でも増やさないように、いろんなこれ見ますと、先ほどの答弁見ますと、いろんな策いっぱいありますので、この策に恥じないように一生懸命努力して不登校を少なくすることをお願いして終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで4番議員の一般質問を終わります。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 傍聴者の皆さん、お忙しいところ、どうもご苦労様です。よろしくお願ひします。

それでは、通告によりまして2問質問させていただきます。

はじめに、しいたけ生産農家の現状と支援について伺います。

しいたけ生産農家の廃業が数件あったと最近噂で聞きました。関係者や当事者に会う機会があり聞いたところ、光熱費の高騰、人件費や雇用の確保、販売価格など、いろいろな問題を抱え、これ以上続けられなくなり辞めたということでした。廃業された人の中には、夢と希望を持った新規就農の若者もあり、非常に残念なことだと思います。今後もこのような事態が危惧されます。また、生産者の廃業により、雇用やホダを供給している峰浜培養の経営にも大きな影響を及ぼすと考えられるが、町長はこのような状況をどのように認識され、前向きに支援される考えがあるのか伺います。

次に、2問目です。災害時における要配慮者の避難支援について伺います。

近年、我が国では30年前の阪神淡路大震災以来、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など多くの甚大な災害が続けざまに起きています。いつ、どこで、またこのような事態が起きるか分かりません。

そこで、災害が発生し、また、災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方々の支援について、次の3点について伺います。

1点目ですが、保護するために必要な名簿の作成を国から努力義務として指導され、作られていると思うが、定期的に更新されていますか。

2点目、警察、消防、社会福祉協議会、自治会などとの名簿の共用、また、連携はどうか伺います。

3点目です。避難は健常者以上に大変だと考えるが、訓練などはどうなっているのか伺います。

以上、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「しいたけ生産農家の現状と支援について」であります。

議員ご指摘のとおり、近年の光熱費や資材等の高騰に加え、人口減少や高齢化に伴って、しいたけ生産農家の経営は厳しい状況にあると認識しております。

こうした中、町では、令和4年度に八峰町農作物次期作支援事業補助金として10の経営体に268万円を補助したほか、令和5年度には八峰町農業生産費高騰対策支援事業補助金として12の経営体に対し755万円の交付を行っております。

また、県で行っている「あきたの園芸省エネ化支援事業」を活用し、既存ハウスの燃料や電力の削減を高める取り組みの支援を行うなど、しいたけ農家の営農継続を後押ししてまいりました。

しかしながら、令和6年度は新規就農者を含め3つの農家が廃業しており、峰浜培養の菌床を使用している町内のしいたけ生産農家数は、平成25年度の19経営体から6経営体へと減少するなど、峰浜培養への影響も危惧されております。

一方で、町内の若手生産者の中には、しいたけのブランド化に取り組み、販路の開拓を行い、生産規模の拡大を図っている生産者もおりますので、町としましては、引き続き農家や農協等と情報を共有し、しいたけ農家の生産の規模や販売額の拡大を支援してまいります。

次に、「災害時における要配慮者の避難支援について」についてであります。

東日本大震災を教訓に、平成25年に災害対策基本法が一部改正され、高齢者や障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方、いわゆる要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

本町では、平成23年度に「災害時要援護者名簿」として作成し、令和3年度にその名簿台帳の更新作業を行ったほか、令和4年度からはその情報を地図システムに落とし込む作業を進め、現在は住民異動情報を基に定期的な更新を行っております。

これらの情報につきましては、警察や消防、社会福祉協議会へ提供しており、関係機関の役割に応じて適正に利用されているものと考えているほか、自治会への提供は、個人情報保護管理の観点から紙等による提供を避けているものの、災害時には迅速に提供することとしております。

また、避難訓練につきましては、地震と津波・火災を想定した防災訓練を毎年5月に実施しておりますが、その際には、要支援者の避難を想定した車椅子やリヤカーを利用した訓練も行っております。

近年の自然災害においては多くの高齢者や障がい者が被災しておりますが、本町では避難困難者を想定した訓練を継続して実施し、災害から町民の命を守るよう努めてまいります。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） ただいまの町長の答弁によりますと、当初19経営体であったの

が今6経営体といいますか、ありましたけれども、やはりかなりの減り方だと思います。それで、これまで何回か補助金の助成しておりますけれども、やはりそれでもなおかつ、この何ていいますか、燃料費の光熱費の高騰とか、それからいろいろ諸経費の値上がりによってなかなか経営が大変だ、そして思うような生産も伸びていかないと、生産量が伸びていかないとということで辞めていく人がいると。やはりそういう人方は、やはりこのまま続けていくのがやはり大変だということで辞めざるを得ないということだと思います。そういうことで、まだまだこれ以上厳しくなるというか、今後厳しくなることが、何ていいますか、想定されますけれども、このままでは峰浜培養ももちろん大変になっていきますし、特産品としてあれしてるって、しいたけそのものが町から消えるという、極端ではないですけども、そういう心配されるわけなんです、この後、何らかのまた補助金とか何かで支援してやらなければいけないのではないかと思います。それで、今回培養には100万円の補助金の給付するわけなんですけれども、やはり本来であれば生産者があっての培養ですので、生産者のそういう何ていいますか、経営基盤を立て直す意味でも生産者に対する支援といいますか、それをもっと払うべきだと思うんですが、その点、そういう考えがないか伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

町長の答弁でも先ほどからございましたとおり、町の財政も大変厳しい状況にあります。それで、まあ今回峰浜培養には町の指定管理施設という形で補助をさせていただいております。で、町長の答弁にありましたように令和4年、令和5年につきましては、しいたけの生産農家の方々に電力の補助と、あとは何でしたっけ……次期作支援という形で補助をさせていただいてるところでございます。今後につきましては、国、県の動向を注視しながら、このような補助がありましたらまた、しいたけ農家さんのために補助を行ってきたいという形で考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） それではですね、もしもですね今後また廃業する方がおった場合ですね、新規就農の場合、これまでいただいた補助金とかそれは返還しなければならないというそういう何か規定がありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新規就農者の補助金をいただいている以上、補助金の返還等々ございますが、現在の方に関しましては、補助金の返還が伴わないような形で今手続きを行いたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 1問目は、まず終わります。

続きまして2問目の再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、名簿の作成はしているということで、まずそれで安心といいますか、それだとよろしいと思いますけれども、結局それがどのように生かされているかですね。まず何といいますか、警察とかそういう関係機関、社協とかそういう関係機関との連携で名簿を提供されなんかするというので、それはもちろんあれですけども、いざという時にその連携というのがうまくいくのかどうか。何か訓練も年に、あ、5月ですか、やってるということなんです、それだけでも、例えば自治会においては訓練も何年もやっていない自治会もあるようです。そういうことで、結局名簿だけ作ってやったとしても、それが生かされるか、生かされないか、そこいら辺、もっとその訓練等を通して実際生かされるようなそういう方向で、何といいますか、生かされるようにしていただきたいと思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 腰山議員のご質問にお答えします。

先ほど町長が答弁いたしました5月における要支援者の避難を想定した訓練というのは、5.26、日本海中部地震を想定した訓練の際に行ってる避難の件でございます。あと、そのほかの要支援者の避難訓練等に関しましては、各地区で行います避難訓練等でも合わせて行ってはおるんですけども、どちらかといいますと各地区で構成しております自主防災組織、そちらの方で訓練の方を行っていただけるのが一番よろしい形かとは思っております。自主防災組織の中で各地区におきましてどのような要支援者がいるのか、そういうのを把握しておいた中での本当の地域における共助、お互いに助け合

うところというのが一番の避難の重要点になってまいると思います。それに合わせまして、町の方でも自主防災組織の組織の編成にお願いに、まだ組織なっておらない自治会もごございますので、そちらの自治会の方に組織していただけるよう働きかけを続けてまいっているとごさいます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 考え方として今の課長の答弁、そのとおりだと思います。ただですね、実際ですね、うちの方の自治会のこと言うのも何ですけれども、うちの方の自治会、全然やってないですよ。組織はつくってあるんですが、全然ここ十数年もやってねえってねがね。それが実情なんです。せっかくそういうね考え方であれしてやって、行政の方でそう考えていたとしても、やはりそれが宝の持ち腐れでもないけれども、やらなければ何もならないと思うんですよね。そういう点、やはりもう少し各自治体、よその自治体分かりませんが、おそらくやってない自治体結構あると思うんですよね、毎年ね。やはりせめて年に1回くらいはやらなければ、何もやらないと同じなんですよね。そういうことで、もう少し行政として自治会を指導していただければ幸いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 腰山議員のご質問にお答えします。

腰山議員おっしゃるとおりだと思います。実際に行われておらない自治会もあるということ、私の方でも把握しております。ですので、実際に行わなければ、どこをどうやって逃げたらいいのかわからない。避難訓練は何度やってもよろしいとは思っておりますので、全自治会に対しまして避難訓練の方、時期はいつでもいいですので年1回は少なからず行うように皆さんの方に働きかけてまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） いずれ私もそういう対象になると思いますので、今後ともひとつよろしく、きめ細かな指導といいますか、支援していただければ幸いに思います。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。55分より再開いたします。

午後 1時49分 休 憩

.....

午後 1時55分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 傍聴の皆さん、長い間の傍聴ありがとうございます。私で最後になりますので、どうかお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

私は3点について町長に考え方を伺います。

まずはじめに、国民健康保険の資格確認書、まあ今まで資格証明書の廃止ということですがけれども、これについて伺いたいと思います。

国民健康保険証は、改定ナンバー法により短期保険証がなくなり資格証明書だけが残る、特別療養費の支給型資格確認書となるのではないのでしょうか。短期保険証が廃止されるにあたって、私の調べでは、昨年か一昨年か33世帯があったと思うんですけれども、この人たちの滞納していた保険料はどのように処分されたのでしょうか。資産差し押さえなど無理な支払いを求めたのではないかと危惧します。

この制度に移行するにあたり、国は特別療養型、名前が長いので旧資格確認書の発行にあたって、1年以上の滞納世帯が窓口10割負担になることから、よく話し合って、連絡がつかない場合は訪問するなどするように、また、減免申請を行う、その際、生活保護の申請にも繋げるように慎重に必要最小限に特別療養型給付資格確認書を行うということが通知、通達しているのではないのでしょうか。この方々は何世帯あるのでしょうか。

また、減免申請は生計を一にする家族全員の資産調べ、いわゆる金融機関調べに同意することを求めています。徹底した話し合いによって生活状況は把握できるのではないのでしょうか。他市町村はそこまでの判断で金融機関調べは行っていません。生活保護申請時に必要な行為を当町は行っていません。5年以上の滞納を出さないための対策は今後しっかりと取り、資格確認書、いわゆる特別療養支給型資格確認書の発行することの廃止を考えませんか。安心して医療にかかれる体制をつくることを考えないのでしょうか。

改定ナンバー法によりマイナンバーカードを持たなくとも資格確認書が発行されます。特別療養費資格確認書の方は窓口で10割負担しなければなりません。病院の行き渋りが始まります。病気を悪化させてしまいます。重篤化してからでは保険者にも負担が多

くなります。

また、マイナンバーカードを初期に取得した人たちは、更新の時期に入ってきています。更新にもう行かれないという人の声を多く聞きますが、特に交通手段を持たない後期高齢者医療保険証はどのようになるのでしょうか。役場で申し込めば日曜日でも手続きできると言いますが、循環バスは走っていません。施設入居者も同じことです。対策を教えてください。

次に、一人暮らし高齢者・障がい者の非常時対策について伺います。

高齢人口の比率が高い当町において、一人暮らし世帯もかなり多いのではないのでしょうか。付け加えて身体・精神障がい者の一人暮らしもかなり多いことが配食弁当の質問で分かりました。

最近、能代市での高齢者緊急24時間通報システムが1月28日付けの北羽の記事に載り、皆さんの関心が高まっています。それによると、ふれあい電話の利用が減少したことから、ペンダント型の通報システムがあり、利用したい方は申請できるということです。ペンダントの貸与や設置は全て無料となっています。緊急時に際して親族的な方に通報協力してもらう必要があるため、3人以上登録しなければなりません。

当町では、一人暮らしの方は民生委員などよく訪ねてくれるから助かるという声も聞きます。社協の運営時間が、営業時間が平日の時間外であったり、平日の日中以外何かあったら不安だという声を聞きます。

また、宮城県角田市はもっと詳しく具体化されています。一人暮らし老人緊急通報システムの事業のしおりには、家庭用緊急通報器と警備会社に設置された電話回線がオンラインで結んでいます。緊急通報装置本体の緊急ボタンやペンダント型緊急ボタンリモートスイッチを押すと、警備会社から安否確認の出向者、登録者3人の誰かに要請がかかって、24時間以上このセンサーが動かない時は警備会社が自動的に通報されます。設置時の通報器の費用は、生活保護世帯や非課税世帯は無料です。ほかは所得に応じて負担額が増えるようになっています。

参考になる点をピックアップすると、休日・夜間はペンダントを身に付けることや、常に3人以上の知り合いの確保をしておくこと、能代市のように無料にするとか角田市のように低所得者に配慮している、こういうシステムがあることです。身近にある警備会社、アルソックやセコムに支援してもらい、費用を援助するということも考えられます。高齢者が少しでも長く自立した生活を地域社会で送れることは、今後非常に大事に

なってくると思います。

以上のことから町長の施策はないでしょうか、考えをお聞かせください。

3つ目は、第三セクターについて、ハタハタ館は町民の福祉と健康に繋がっているかということです。

第三セクターの経営が、破綻が相次いでいます。これにより自治体財政への大きな負担も住民へしわ寄せが行っていると言われております。帝国データバンクの調べでは、第三セクターの倒産は2000年がピークで、25年前ですが、この年は22件です。

国の民活法、1986年施行は、中曽根内閣の民間活力路線に基づき、地方公共団体と民間事業者が共同出費する第三セクターをつくり、事業を推進し、翌年にはリゾート法として、共に税、財政優遇対策で大型開発を展開し、破綻が明らかになるにもかかわらず、PFI、民間活用した公共事業と看板をすえ替えて事業を継続してきました。正にハタハタ館は、この波に乗って観光施設としてホテル型に変え、一時的な宿泊や宴会を頼りに進めてきました。

町民が利用してにぎわっていた時期は1990年から2000年の頃ではないでしょうか。今は高齢者が湯っこランドの代わりもなく、日帰り温泉の楽しみもなくなりました。あの頃、せめて湯っこランドに代わるものをと発言していましたが、健康器具のあった場所にでもできないかも、これも実現かないませんでした。温泉好きの人は、700円になったらあと行かない、温泉ゆめろん、くららと名前を挙げる人もいます。入浴料を安くし、休憩者無料で何時間もゆっくり楽しめるものと言います。ホテル宿泊室にシャワーを取り付けることで、温泉宿泊を閉鎖していたにもかかわらず、レストランを今までより営業時間を長く行ったメリットはあったのでしょうか。経営者としての社長は、利益を度外視したこのやり方でよかったのでしょうか。利用客はあったのですか。このようなやり方では今後の影響が心配になります。

来年度から町への借金300万円、令和7年度からですが、銀行返済600万円で、900万円返済が始まります。これも心配です。今後、道の駅、モンベル社の誘致、ぶりこ、産直課題は大詰めに入ります。モンベルは店舗の提供がハタハタ館になるのか、また、個別に物を建てるのか分かりませんが、膨大な費用がかかります。町民の要望とかけ離れたところで展開していきます。まず、ぶりこを町民が買いやすい地産地消の農水産物になってほしい。また、入浴料700円に値上がってしまいましたけれども、町民が我が家の、また私の記念日入浴サービスなどやるとか、巡回バスを利用したサービスがあると

か、いろいろ考えられるのではないのでしょうか。町民に対する施策をお願いします。

また、ぶりこ、ハタハタ館の、ぶりこが今後どうなるのか、これも大変心配ですけれども、ぶりこ、ハタハタ館運営協議会みたいなものを立ち上げ、女性の声を大いに反映させるようなこういう場も必要だと思います。

以上、いろんなことが考えられると思いますが、今のままでは町民から町民離れがますます広がっていってしまいます。以上について町長の考え方を伺います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「国民健康保険の資格証明書」についてであります。

特別療養費制度は、督促や納付勧奨したにもかかわらず、特別な事情がなく1年以上滞納されている場合で、医療機関を利用の際は、窓口で一旦全額自己負担いただき、後日申請により給付割合相当額をお返しする制度であります。

税の減免につきましては、罹災や貧困、著しい所得の減少等による担税力の有無により判断され、税の時効が5年から3年に短縮となる滞納処分の執行停止につきましては、行方不明や著しい生活の困窮、処分する財産がないなどの理由が認められ適用されるものであります。

特別療養費の支給対象である方は、特別な事情がなく1年以上滞納されている方ですので、そうした方に対して国民健康保険税の減免や滞納処分の執行を停止した事例はないものと認識しております。

しかしながら、当該制度の趣旨は滞納となった方との折衝の機会を設けることにあり、状況によっては減免事由に該当する場合や、分納計画等により特別療養費の対象外となる場合もありますので、引き続き粘り強く交渉に当たってまいります。国民健康保険法で定められているとおり、特別療養費を町が廃止するということはありません。

また、マイナンバーカードの更新につきましては、高齢の方や施設入居の方にはご難儀をおかけしておるものと考えますが、国の制度であることから、利用者にはご理解をいただけるよう努めてまいります。

一方、更新手続きが行われない場合には、自動的に通常の資格確認書が送付されることとなりますので、議員ご指摘の後期高齢者医療制度含め、更新しないから窓口負担が

10割になるということはないものと考えております。

次に、「一人暮らし高齢者・障がい者の非常時対策」についてであります。

現在町内では、高齢・障がいのある方が安心して日常生活が送れるよう、「ふれあい安心電話」、「一人暮らし高齢者見守り事業」、「配食サービス」、民生委員による定期訪問に加え、介護・障がい福祉サービスをご利用の方へは、ケアマネージャーやヘルパーの方が定期的に訪問を行っております。

また、町社会福祉協議会内の地域包括支援センターは、転送電話により24時間体制となっております。

高齢者・障がい者の一人暮らしの夜間・休日時における緊急事態につきましては、緊急連絡先を各自備えておりますので、ご自分で連絡できる場合はご自分で、救急要請については「躊躇なく」通報することを前述の事業を通じて伝えております。

しかしながら、電話も難しい場面なども想定されることから、通報システムにつきましては、スマートフォンアプリから24時間見守りタイプのものなど多種多様となっておりますので、それら製品等の情報収集に加え、近隣自治体の状況等を踏まえながら、費用の一部助成について検討してまいります。

次に、「ハタハタ館」についてであります。

ハタハタ館については、非常に厳しい経営状況が続いており、1月20日の議会全員協議会でも説明させていただいたとおり、飲食部門の衰退と、電気料金等の高騰による経費の増加が主な原因であり、経営健全化に向けた対策が喫緊の課題となっております。

一方で、施設についても、平成18年度の大規模改修から既に18年経過しており、温泉設備を中心に施設の老朽化が進んでいることから、引き続き、設置目的である「観光振興と住民の交流、健康・福祉の増進に資する施設」としての役割を果たせるよう、適宜必要な改修等を行い、施設の長寿命化を図っていく必要があると考えております。

こうした中、町としましては、ハタハタ館の存続を目指して、入浴料の改定や電気料金の削減、飲食部門の見直し等を盛り込んだ「経営改善方針」を作成したところであり、レストランの夜営業再開や電気料金削減に向けたリバースオークションの実施など、一部施策については既に取り組んでいるものもあります。

また、施設の維持についても、有利な事業債を活用しながら、年次計画により改修・更新等を行っており、今年度は、温泉設備の主要機器である、ろ過装置や制御盤等の交換工事を実施したところであります。

しかしながら、改善方針で示した電気料金削減や宿泊部門の売上げ増加など、一部施策については一定の効果があつたものの、飲食部門の改善については、2月中は日帰り入浴を中止していたこともあり、利用者が極端に少なく、特にレストランの夜営業については僅か10人程度の利用にとどまり、再開の効果は限定的なものとなっております。

また、施設の維持管理については、これまで改修工事に充当していた合併特例債が令和7年度で終了するため、今後予定している温泉ボイラーや受変電設備、非常用設備等の更新に際しては、新たな財源の確保が急務となります。

このため、重要課題である飲食部門の立て直しについては、新規メニューの開発や宴会プランの見直し、営業活動の強化に取り組むことで集客力の向上を図るとともに、先行して実施しているレストランの夜営業については、人員配置やメニュー数を工夫しながら、夜営業の再開が町内外に周知されるよう継続して取り組んでまいります。

また、施設の維持管理については、現在、ハタハタ館直営で実施している保守点検業務をメンテナンス業者に業務委託し、予防保全を徹底することで、故障頻度の多い温泉設備の延命化を図るとともに修繕費用の削減にも努めてまいります。

いずれにしましても、ハタハタ館の存続については今正に大きな岐路に立っており、想定を上回る物価高騰の影響により売上げの上昇率を経費の上昇率が大きく上回っており、このような状況下にあつては、売上げの上昇が逆に赤字幅を膨らませてしまうため、どうしても物価高騰の影響額を販売価格に転嫁させる必要があります。

言い換えれば、物価高騰により経費の削減が難しい状況の中で、経営の黒字化を目指すためには、高騰分を考慮した適正価格を維持していくことが必要不可欠であり、当然、入浴料についても例外ではなく、町といたしましても今回の料金改定は苦渋の選択でありましたが、今後、この料金改定に見合うサービスをしっかりと提供できるよう、従業員の接遇向上など、利用者の満足度に繋がる取り組みを推進してまいります。

また、議員のご質問にもあるように、このハタハタ館は町民の福祉・健康増進に資するための施設でもありますので、今後は、町民に喜ばれるサービスの提供やイベントの開催にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まず1問目の国民健康保険のことについて伺います。

私はまず一番心配しているのは、まあ決算の時とか予算の時とか聞いてますけれども、

資格証明書何人いるのか、それから短期保険者証何人いるのかということで、まあ私の中では短期保険証は33世帯、それから資格証明書は16世帯、合わせてその人数は60人か70人くらいではなかったかと思うんですけれども、このマイナ法によって短期証明書はもうやめますと。資格証明書もやめてくれれば一番いいんですけれども、ここは残ってしまいました。その世帯の人たちが資格証明書に行かないでなくなったということは、どのようにしてその滞納が処分されたのか。まあ差し押さえとか、強制的な執行停止はなかったということですから、この人たちに対してどういうふうな説明をして、それで保険証が、滞納が全部なくなったのか。そのことをまず聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまのご質問にお答えします。

短期三十何件というお話でしたが、現在、療養費に切り替わった方は3件あります。それ以外については分納とか特別事情の申し出があり、滞納解消というわけじゃないんですけれども、通常資格確認書が出ております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと私もちょっと今、耳ちょっとあれだったんですけれども、じゃあ資格、まあ前の資格証明書というのが3世帯ってということですか。で、短期保険者証の人たちの支払いは、まあ当然減免申請とか行われたと思うんですけれども、減免申請の際の同意書に繋げる金融機関調べとかそういうところが詳しく詳細に行われたんでしょうか。で、資格証明書、特別療養給付何とかかんとか資格確認書ってなってますけれども、その人たちを、なるべく国の方でもこれを出さないために、私の調べた通達とかを見ると、まずとにかくよく話し合っほしい、そして電話で、電話も出なかったら訪ねて行って、訪問して支払えるような状況をつくってほしい。で、その際、減免申請とか、それから生活保護に結びつけるようなそういうことをやってほしいということで、こういうことが行われたんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 最初の資格関係の話ですけれども、資格証明書から特別療養費に変わったのは7件、特別療養費の何だ、特別療養費の対象者になったのは7件で、短期から特別療養費に変わったのが3件ということです。で、その滞納額がなくなった

のではなく、納税分納の手続きとか、あと特別事情の申し出等があったりして、その関係で通常の資格確認書が出されております。滞納がなくなったわけではありません。

それから、その人たちの対応ですけれども、10割負担、大変重い制度ですけれども、こちらからの通達に反応がないといっても、やはり小さな町ですので、そういう方の状況ってというのは、職員が顔見知りであったりすることもあるし、あと、ある程度仕事や家庭の状況は分かっています。長年の滞納がある方には、これまでも納付相談、分納計画やったこともありますし、直接お会いして電話でお話したりしたこともありました。また、確定申告、この相談を受けたりして状況を把握得ておりますけれども、やはり本人からの納付相談、そういうのがなければ10割の特別給付対象者ということになっていきます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 減免申請したのかということではちょっと答えがありませんけれども、徴収猶予の制度がいろいろあるんですけれども、こういう制度があってこういうふうな支払い方ができるんだよっていうことを説明しましたか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 督促とか納税勧奨、そういう際に、常に状況が厳しい場合には納付相談してくださいということでお話しています。場合によっては減免の対象なったり、それから分納誓約出すことで10割負担にならないような方向で、できるだけ10割負担にならないように対応しております。

ただ、減免の話ですけれども、減免は当然申請によるものですので、申請がない方については受け付けておりませんので、当然対象にはなりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 申請がないからとかじゃなくて、この改定ナンバー法に代わるにあたって、やはり国の方でもかなり強く言ってるのは、とにかく話し合ってください、訪ねていってください、それで電話が繋がらなかったら訪問してください、こういうことが書かれて、それでその、まあ短期保険証をなくするということは、まあ町では努力して、移行して支払い計画とか立てて短期保険証少なくしてる努力は分かりますけれども、ただやっぱり来ないからではなくて、国では行ってくださいってこういうもの

になってるんです。で、今、短期保険証の人たちもまだ滞納があるということですからけれども、これが1年以上になると、この人たちはもうまた特別療養給付支給資格確認書みたいなものが発行されて窓口で別のものを提出しなければならないということになる予備軍が、やはり今の話ではいるんだということです。ここにもう一つやっぱり担当課の努力をお願いしたいと思います。そのことについて一言答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） とにかくお話をという話でしたけれども、私どもも電話とか、また会ったりした時に、当然文書を出す時も、とにかく相談してくださいということにしております。

で、臨戸訪問の話ですけども、最近は全国的に訪問時のトラブルとかが多かったですりして、さらに本来納税は自主納税だということで積極的に臨戸訪問することはだんだんなくなってる流れです。そういうことをご理解いただきたいと思います。

あと短期の1年延びた場合はどうなるのかというお話ですけども、短期の方も1年延びても、やはり特別の事情があったり、それから納付相談の中でのその分納計画、それがきちんとできていれば、10割負担にはならないように対応しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ今まで予算・決算の時にも詳しく聞いてきたんですけども、当町の場合は10年先まで払わなければならなかった人もいたと、そういうちょっと考えられない事態があって、まあ5年、支払い方も先の方でなくて手前から消していったってほしいということを再三言ってきたんですけども、このマイナ保険法の改正とともに、ここをやはり整理するところを整理して、短期保険証がなく、昔の資格証明書の方に移ったっていいところもあるんですけども、やはりこの点は慎重にということです。

そしてですね、まあ資格証明書の人たちが10割負担になるということ、これはやはりもう最低限度を減らしていく、そしてそのために減免申請の際のこの同意書を求める、家族全員の金融機関調べていうことは、まず国の方で言っているとおり、とにかく話し合って、それで家庭状況を把握してほしい。これが、これをやってるのが、ほかの他市町村はせめてこれでやってるわけです。よく話し合って、それで窓口でもどこでも、その上で家族の金融調べは行わない、その家族の状況が分かるということです。是非こ

の点を力を入れて、まあ金融機関調べをやらなくともいいように、そして特別給付支給型資格確認書の発行がなされないように努力してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○8番（見上政子さん） 答弁まずいいです。同じ回答です。

それで、マイナンバーカードの更新ですね、5年ごとの更新がもう始まって更新の通知が来てるっていう人がかなりいます。その際、え、あどだってもう行きてぐねっていう、もう嫌だ、役場までは行かれないという人がかなり多くこれから出てくると思うんです。いずれ今、このマイナ保険法の改正に伴って全国各地からいろんなその苦情が出て、まあこれが資格確認書としてマイナンバーカード持たなくとも持っても全対象者には資格確認書が発行されるということですので、これはひとつ前進した面ですけれども、当町の場合、これをもし更新しなければどういうことになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

町長答弁にもありましたけれども、更新手続きが3カ月過ぎても行われない場合には、自動的に通常の資格確認書が送付されることとなります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） それは分かります。そのためのまあ日曜日に窓口を開くということですがけれども、これの効果はあるのかなっていう、こんな感じがします。巡回バスも通りません。80歳、85歳以上の人たちがどうやってやるのか。更新するのか。そのままにしておけばいろんなところで不具合が出てくると思うんですけれども、町長、この点について、まあ私は進める方ではないんですけれども、更新できねばどうなんだがということは保険証の場合は分かりました。これに対する手立てですね、いま一つ何か、日曜日だけ、申し込みがあった人たちに対しては日曜日を行うっていうことは不十分じゃないですか。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 2時29分 休 憩

.....
午後 2時30分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 見上議員のご質問にお答えします。

マイナンバーカードの更新というふうなことでよろしいかと思っておりますが、日曜窓口に関しましては、まずどちらの方がいらっしゃっても結構なものでございます。うちの方で去年、年変わりましたので去年変更となりました延長窓口に関しましては、あくまで前もってお話しただければどういう方でも対応できるというふうなことになっております。

で、見上議員が今おっしゃった高齢者の方の場合であれば、日中、巡回バスを使っていらっしゃっていただければ、帰りは町の方でお送りすることもしておりますので、平日いらっしゃっていただくことは可能ではないかなと思っておりますが、そちらの方で対応できればと思っております。あと、もし何か更新に関しましてこうしていただきたいというふうなご要望がありましたら、ご相談の方いただくと大変助かります。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） そのことを詳しくやはり周知してほしいと思います。どうやって行けばいいのかっていうふうなこととか、やっぱりいろいろあると思いますので、その辺は周知してください。

この1問目についての質問はこれで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 引き続き2問目の質問に入ってください。

○8番（見上政子さん） はい。2問目について行います。

町の方でも、一人暮らしの高齢者の方々には、町民の人たちもよく訪ねてきてくれるし、いろんな人が来てくれるっていうふうなことは言われてます。ただその人たち、まあそれは大変結構なんですけれども、やはり一人暮らし、風呂に入った時とか寝てる時に具合悪くなったりとかそういう時に心配だよなっていう、それに合わせて、北羽の記事を見て、ああいうのあればいいよなっていう、やはり一人暮らしの方々の声が聞こえます。そのためにもですね、方法はいろいろあると思うんですけれども、まあ警備会社と連携したり、能代市のように設置から何から全て無料にすることもできますけれども、まあ社協、具合悪いと社協に繋がるようなシステムにはなってます。ふれあい電話も24時間体制っていうのは分かります。これは何か県の方に繋がるみたいですが、

利用もかなり減ってる、このふれあい電話の利用がかなり減って、電話を取り外した件数もすごく多くなったので能代市は始めたということですが、やはり24時間体制、これがあれば安心して一人暮らしが過ごせるのではないかと。まあ自分で自立して地域の中で生活するっていうのは非常に、今後高齢化がどんどん進んでいく中で、私たち町でサポートしていかなければならないことがかなり増えると思います。そういう点ですね、いま一つ、夜間型とか休日型とかそういうことを考えた場合、必要に思いませんか？ということをご伺いたしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご質問にお答えします。

基本的には見上議員考えとおりに思いますけれども、ちょっと付け加えさせていただければ、ふれあい安心電話なんですけれども、これは県社協が中心となって行っていた事業なんですけれども、令和3年度に県社協がこの事業をやめましたことにより他自治体では違うサービスを行っていることになっております。八峰町が実施しているふれあい安心電話事業なんですけれども、こちらは県社協に繋がるのではなくて別の委託業者さんに繋がっていくということになっておりまして、形を変えながら当町ではこの事業を実施しているということですので、よろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私が聞いているのはふれあい電話もそうですけれども、休日型とか夜間型、そういう場合のことを考えませんかということをご質問してあります。ふれあい電話で連絡できるということもありますけれども、電話までたどり着くことができればいいんですけれども、こういうことが非常にやっぱり高齢化社会とともに困難になってきているということからこういう制度が生まれてきていると思いますので、まあ費用もそんなに掛からないと思うんですが、民間であったら設置のいくらかを補助するとかそういうことも考えられると思いますが、その点についての考えは全くないのか、それとも、まあ町長が少し検討してみたいということもありましたけれども、どのように前向きに検討されるのか伺いたしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ふれあい安心電話のお話がちょっと長くてあれだったかもしれないんですけれども、その前段で見上議員の考えていらっしゃるという

ふうに述べたことを申し添えます。また、町長答弁にもありましたように多種多様なシステムがありますので、そちらの状況等について、一部助成を含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 前向きに考えてくださるということで、この質問は終わりたいと思います。

次に、ハタハタ館は町民の福祉と健康に繋がっているのかということについて、もう少し質問をさせていただきます。

まあ温泉を経営するにあたってというか、まず経営者としてですね、まあ考えられないようなその、温泉がないのにレストランの営業をやってしまった、これは何日間これをやったのか。そして、それにレストランには何人を配置していたのか。そして夜の営業に人は来ていたのか。その点について伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

レストランの夜間延長の関係ですけれども、温泉が工事に入りましてから再開するまでの期間でありますけれども、答弁にありますとおり10人程度という大変少ない人数でございました。あ、ですので、およそ3週間程度ということになります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。

○商工観光課長（成田拓也君） あ、すいません。

○議長（皆川鉄也君） どうぞ。

○商工観光課長（成田拓也君） あ、すみません。回答漏れました。従業員の配置につきましては、ちょっと現場の方から私話を聞いておりましたので、申し訳ありませんけれども何人で対応したかはちょっとお答えできません。申し訳ありません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 3週間ですね。レストランは1人で夜間も、2人、1人っていうことはあり得ません。2人か3人かだったんじゃないでしょうか。まあ12人ということだったと思うんですけれども、夜間はゼロだったんですよね。で、ゼロなのに3週

間続けなければならなかったのか。そこら辺の判断の仕方が、私はその一つの事業を経営する社長としてあり得ないと思うんです。まあ節約節約と言いながらですね、人員を配置して、ますます赤字をふくらましてしまっていて。こういうやり方が本当にこれは官僚、まあ公務員的な考え方ですよ。こういう赤字になることを分かっている、そしてもうこれじゃあ駄目だといったら早期にやっぱり1週間だったら1週間で見切りをつけて、人件費、これに人件費とか光熱費がかなりかかっていると思います。こういう判断ができない人がどうしてこのハタハタ館の経営ができるんでしょうか。私はそういうことに対して大変疑問を感じます。

で、今、町長の方から健康と福祉の増進を図るとは言いましたけれども、700円に見合ったそのハタハタ館の状況、これはほとんどもうどこを改善したのか、まあタイル張りとか危ないところとか直したと思うんですけれども、あ、700円になった、これで少し変わったなって、こう思えるようなハタハタ館になってないと思うんです。で、700円になるからには、やはり町民に対して、これはもともと町民のものであるから、あなたたちも恩恵与えますよって、700円になったらこういうふうになりましたよっていうようなことが全く見えてこないんですよ。これでいいのかっていう、この先どうなるのかっていうことは大変心配です。

以上についてちょっともう一度、町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。

○町長（堀内満也君） ちょっと休憩。

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。

午後 2時42分 休 憩

午後 2時43分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

レストランの夜営業の件についてでございますけれども、実はですね、このレストランの夜営業、1月から実はスタートしたところでございます。ただスタートしたばかりですので、まあ温泉がやめるから、まあ中止っていうか休止するから、じゃあレストランもやめましょうというような決断には至らなかったところでございます。いずれに

しましてもですね、結果は10人程度ということではございましたけれども、引き続き町内外に対してですね、夜営業もやってんだというところをしっかりと周知して更なる誘客に繋げてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町民サービスとして、まあ通告にも出してましたけれども、700円になるにあたって何らかの町民に対する、まあ回数券もありますけれども、回数券っていうのはほら、長年ずっと使ってる人、ずっと使ってる人には便利ですけども、まあ寒いから行ってみるかとか、孫が来たがら行ってみるかというそういう場合にですね町民の人たちも利用しやすいようなものにするためには、まあ記念日みたいなものを作ったりとか、それから1カ月に1回、大広間を開放するとか、そういうことは通告にも出していますので、そういう点についてサービスを行うつもりはないか伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、繰り返しになりますけども、いずれ議員ご指摘のとおりですね、このハタハタ館、町民の福祉、健康増進にも資するための施設でもございますので、今後ですね町民の皆様には喜ばれるサービス等、あるいはそのイベント、そういったものにもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ町民に直接何らかのサービスを行うっていう答弁は返ってきません。イベントを行うと、そのことだけです。それではやはり町民離れをしていくのは必須のことだと思います。もう少しですね町民に寄り添った、まあ1カ月1回何曜日に、何日には大広間を全部開放するよとか、それから利用料、まあ町民に限って何かの記念についてのサービスを行うよというそういうふうなこと、何らかのものが全くないという答弁ですので、これ以上突っ込んでもお答えは返ってこないと思いますが、意見ありますか。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど、何度も言ってますけども、町民に喜ばれるサービスの提供、ここまで言ってます、私。そういったところでですね、具体的には大広間の無料開放等々、今ここでですね具体的にお示しすることはできませんけども、そういったとこ

ろも含めて町民の皆様に喜ばれるようなサービスの提供をしっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非ですね、やはり具体的なものを出していかないと、町民は納得しないと思いますよ。こうなりましたとか、今度こういうふうになりましたとかって、そういうのを早めに出してもらって、それで町民に寄り添ったものであるということ町自ら示していく、こういう姿勢をもっと早く具体的に示してほしいと思います。答弁は要りません。これで終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。55分から再開いたします。

午後 2時48分 休 憩

午後 2時55分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、陳情第6号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

本件については、令和6年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

令和6年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっております、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情について、3月10日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、賃上げが中小企業倒産の要因となっているなど反対意見もありましたが、この陳情については賛成多数で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願いたいと思います。

これより陳情第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この陳情に反対いたします。

はじめに、医療・介護現場すべての人の賃上げ、それから人員の増員を求めるということではありますが、まず賃上げについては、これは労働者と雇用側との交渉によるものでありまして、賃上げに対する財源っていうものは経営能力、経営規模、まあ経営の利益から生み出すものであってですね、国がそれを強制的に上げるというふうなことはなじまないものであるということでもあります。また、人員配置の増をすれ、やれということとはね、病院経営に対して人員を増やせと強制的に言ってるということと同じでありまして、人員増を増えるということは病院の経営に支障が出るということになるわけですから、こういう矛盾した陳情書というのはいり得ないということで、私は反対いたしますし、もう一点、この労働賃金を上げるということについて認められるということとはですね、我々国民の負担も医療費として、まあ逆に負担増になるということに繋がりますので、私は反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私は、この陳情に賛成いたします。

コロナ禍の3年間で証明されたように、このように国民の命に直結するエッセンシャルワークというもの、こういったものに一般の企業のような資本主義的な論理を持ち込むこと自体、非常に無理があると思います。このようなエッセンシャルワークの労働賃金が上がっていかない限り、ほかの産業にも波及していかないと思いますので、その観点からもこの陳情に賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私も賛成討論を行います。

医療とか介護施設、これは福祉の仕事でありまして、国からの補助金・負担金、こういうものが引き下げられたことによって経営の破綻が起きているということで、診療報酬、それから介護の、それから訪問介護の報酬が下がってます。これによって倒産している事業所が増えてきております。これは本当に先ほども言われた命に関わる大事な問題であって、経営努力で済むような問題ではありません。是非このことを鑑みて、この陳情に賛成してくださるようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第6号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 賛成多数です。したがって、陳情第6号は採択することに決定されました。

日程第4、陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

本件については、令和6年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

令和6年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情について、3月10日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、資格確認証として保険証を残すのであれば賛成との意見もありましたが、マイナンバーカードの普及率も上がり利便性もあることから、この陳情については賛成少数で不採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願います。

この陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意

見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第7号は不採択することに決定されました。

日程第5、陳情第8号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を議題とします。

本件については、令和6年12月議会定例会において教育産業建設常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。笠原教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（笠原吉範君） ご報告いたします。

令和6年12月議会定例会において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、令和6年陳情第8号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情について、3月7日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、無償化しても少子化対策に繋がるか疑問などの反対意見もありましたが、この陳情については賛成多数で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願います。

これより陳情第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第8号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は採択することに決定されました。

日程第6、陳情第10号、「介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

本件については、令和6年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

令和6年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、「介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書を、3月10日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、離職等の人手不足は社会全体の問題で、介護現場に限られたものではないとの反対意見もありましたが、この陳情については賛成多数で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長、少しお待ちください。

この陳情第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この陳情に対して反対いたします。

はじめに、介護保険は自らの親等の介護を任せるという前提からこういう制度ができたものであります。とすれば、自ら働いて自分の給料からその介護負担料を支払うのは当然であります。まあそれが今回、この負担を引き上げず国にその負担の全てを任せるということは、自らの心情に反するものであります。まして、この全額負担ということになりますと、介護の保険料というのはさらにまた上がるということになれば、高齢者自らももちろん負担になるわけですから、現状をあまりに負担せずやるっていう制度の見直しそのものが問題だと私は思いますので、この陳情に対しては反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この陳情に賛成いたします。

介護保険は2000年に行われ、25年経ちました。当初は大変珍しい、珍しいっていえばあれですけども、喜ばれておりましたけれども、だんだんそれが国の支援が減らさ

れていきまして、今では1割負担さえも払えない、利用料が1割負担、まあですけども、グループホーム、それから介護施設、それから医療型に入るにしても10万円以上かかります。1割負担ですよ、全額じゃないですよ。1割負担でこうです。そして、私たちの年金は、本当にここの八峰町の場合、最低賃金で、特に最低賃金で働いてきた女性にとってはとても賄える金額ではありません。これを今2割にしようとしています。とんでもないことです。自らのお金で払えるようなものであったらあれですけど、とても払えるものではありません。

今、介護現場が崩壊してきてますけれども、介護現場で働く人たちはもう何十人、何百人いるわけです。能代市の場合も非常に多いです。この人たちの行きどころがなくなってしまう。介護保険があることによって事業が成り立つすれすれのところに来てます。この人たちの労働も奪われるということになります。

ということから、今、この介護制度を抜本的に見直して、まず最低年金を上げて自分の年金で賄えるような利用料にしていくことにしないと、今行われてる特養、デイサービス、これも全部なくなってしまうので、是非この陳情に賛成していただき、国に意見書出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第10号、「介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第10号は採択することに決定されました。

日程第7、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

本件については、3月5日の本会議において教育産業建設常任委員会となっておりますので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。笠原教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（笠原吉範君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、3月7日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、最低賃金法の改正は中小企業にとって大きな負担になるなどの意見があり、この陳情については賛成少数で不採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願います。

これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定されました。

日程第8、陳情第2号、デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書を議題とします。

本件については、3月5日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書について、3月10日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、制度導入に対する賛成意見はなく、この陳情については不採択と決定いた

しましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばらくお待ちください。

これより陳情第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第2号、デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は不採択することに決定されました。

日程第9、陳情第3号、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書を議題とします。

本件については、3月5日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月5日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書について、3月10日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、生まれてくる子どもの姓に問題があるといった反対意見もありましたが、この陳情については賛成多数で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願います。

これより陳情第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席の方にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は、この陳情には反対いたします。

婚姻をする際、どちらかの姓を選択するという自由があるわけですね。それなのにかかわらず今さらこういうふうな要望ということは、俺は不必要ではないのかと。まあ女性が男性の姓を名乗るということも含めて婚姻という問題だと思うわけです。その逆の例もあるわけですから、女性の姓を男が名乗るということもそれ自由で、そういう例もあるわけです。それなのに今さらこういうことを私は出すということ自体がナンセンスな話だと思いますし、また、子どもがどちらかの姓を選ぶということが躊躇するのではないかというふうに思いますし、それがもし今時点で緩和されたとしてもですね、それはいじめの対象になっていくのではないかということ非常に私は危惧いたしますから反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この陳情に賛成をいたします。

ちょっと男性にはちょっと分かりにくいかもしれませんが、私も結婚するにあたって、ここに書かれていますように、その人の名前、生まれた時の名前とかそういうものが人格の一部となっております、私自身は。それで、結婚するにあたって非常に違和感を感じました。何で見上にならなくちゃいけないのかということですけども、私はその家に来たのではなくて、その夫と結婚したのであって、まるで自分の人格を否定されて、その家に嫁がされてしまったというそういう感覚は女性にあります。そしてこの今、どちらの姓を名乗ってもそれは全然不思議ではないし、世界各国、この夫婦別姓ということ、どちらの姓を名乗ってもいい、その夫の姓を必ず名乗らなくてもいいというふうなことがもう常識になっております。日本だけが、やはりこの昔からの旧日本国憲法の名のもとにおいて女性を蔑視されてきた、こういうことが未だに繋がって、これは憲法でも民法でも保障されていること、当然のことですので、是非男性たちも理解していただいて賛成していただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私は賛成の立場で討論します。

まずこの陳情の名前をよく見てください。選択的です。これは義務ではないんです。夫婦別姓というこの議論が沸き起こるまで、私も結婚すればどちらかの姓に変える、ま

あ大抵は女性が男性の姓に変えるわけですけども、それはおそらくどこでもあることなのかなと思ってましたが、そうではなくて、これは非常に珍しく日本、おそらく日本はじめ少数の国でしかやられていないことだと思います。で、通称使用を拡大すればいいではないかという意見もありますけども、それではやはり法的に非常に不都合があるということで、これを法的にちゃんと夫婦別姓を認めてほしいということです。嫌ならやめればいいんですよ。義務ではないですから。で、この選択的に夫婦別姓にしたい人を邪魔する権利は誰にもありません。ということで私は賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第3号、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回本会議は、19日午前10時より開会し、議案審議等を行いますので、これにて散会します。ご苦勞様でございました。

午後 3時26分 散 会

